

小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向

——掘立柱建物跡の桁行平均柱間を視点に——

飯森康広

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 5. 調査事例から見た基準寸法の検討 |
| 2. 問題の所在 | 6. 建物分析から見た屋敷の様相 |
| 3. 中世屋敷遺跡における内部建物群の様相 | 7. おわりに |
| 4. 屋敷的な城郭遺跡における建物群の様相 | |

——論文要旨——

屋敷内部の建物変遷を推定する手段として、新たに主屋規格の継続性に着眼した。主屋は桁材などの建築材料を一定期間再利用し続けているとの発想から、主屋の桁行が変遷の途中で徐々に減少してゆくことを順位付けた。この結果、以前から筆者が建物の変遷に関連すると考えていた桁行平均柱間が、基準寸法と見かけ上の基準寸法に分かれることを見出した。変遷途中で計測される桁行平均柱間は見かけ上の数値で、基準寸法としては運用の領域に入る。基準寸法は主屋が材料などの再利用から脱却した画期に、本来の数値として表れることを見ることができた。建物変遷順位が、ほぼ確実な下植木壱町田遺跡でこうした法則性を検証した結果を受けて、他の遺跡の変遷案も若干の修正を行った。この作業によって、基準寸法には6尺台と7尺台のピークがあることが判明した。また、7.4尺を基準寸法とした1坪面積が約5m²であることをヒントに、従来筆者が小規模屋敷の大小の違いを細分する主屋面積として注目していた60m²が12坪であることに気づいた。この面積を持つために、梁間1間・2間の建物では、基準寸法7尺台で桁行5間以上、6尺台で桁行6間以上が、計画上必要であると結論した。屋敷内部の建物変遷上の画期を捉えるなかで、屋敷の性格的な変質はあまり窺えなかったが、建物をめぐる画期として様式的・技術的な変化を見出した。建物の桁行が長大化して7間などとなる事例が出現する。この建物は中世屋敷変遷の中で、最終段階に位置する関係から、江戸時代に一部属するものと考えた。

キーワード

対象時代 中世後期

対象地域 群馬県

研究対象 中世屋敷と掘立柱建物

1. はじめに

小規模な中世屋敷とは、中心区画（主郭）の規模が一辺100mに満たない（一町規模ではない）屋敷を指している。近年の中世屋敷に関する発掘件数では、最も多くを占める遺構である。しかも、こうした屋敷では、「誰が何のために造ったのか」という命題が、いっこうに混沌とした状況を保っている。この一つの原因として、屋敷で最も主要な遺構である掘立柱建物の検討が、思うように進まない現状も作用している。

調査された掘立柱建物について、建築学的検討が行われる場合でも、基礎となるべき基準寸法の資料が、掘立柱建物の場合多くの誤差を内包している。こうした問題を解消する視点として、筆者は近年平均柱間という数値を使用している。本稿はそうしたいくつかの試みを集約して再点検するものである。同時に、この数値の活用法と有効性をさぐることをめざしている。

2. 問題の所在

（1）屋敷と掘立柱建物跡をめぐる問題

本稿では小規模な中世屋敷を扱うものとする。一方で意識している大規模な屋敷とは、100m規模以上の屋敷を指しており、これがいわゆる中世館に通じるものと考えている¹⁾。大規模な屋敷内部には、面積が100m²を越える大規模な建物が存在するなど²⁾、特有な様相があるものと考えている。本稿で小規模な屋敷を扱った後には、当然大規模な屋敷の検討が必要であると考える。しかし、大規模な屋敷の発掘調査事例は少なく、一方で小規模な屋敷は発掘調査事例の蓄積が多い上、年々調査事例が増え続けている。本稿は、まさに筆者が近年調査報告書に関係して検討できた蓄積によるものであり、個々に検討した内容を総括する意図を持っている。

一言で小規模といっても、一辺が30mだったり、50mや70mだったりと様々な規模があり、内部の様相も多様である。筆者が関わった一握りの遺跡が、小規模な中世屋敷全体の中でどのような位置にあるのか。それでさえ見えていないと言っても良いだろう。数年前、「農民屋敷」という造語に反発して、幾つかの発表を行ったことがある³⁾。農民という職制を示す用語を嫌って、「あえて言うなら百姓の屋敷の方が良い」などと言っては見たが、本質的な問題は残っている。「屋敷は誰が何のために構えたのか。なぜ堀をめぐらすのか」。そんな基本的な課題が分からなくて、筆者はずっとがき苦しんでいるのである。

中世屋敷内部の主要な遺構は建物で、殆どが掘立柱建物跡である。屋敷は土地と建物の二大要素で構成されていると言っても良い。しかし、調査現場ではそのバランスが完全に崩れてしまう。掘立柱建物跡は、ほんの小さな小穴の集まりでしかない。土器がガラガラと埋まっている堅穴住居跡に比べれば、土器も出土せず小1時間で

掘り上がってしまう小穴など探るに足らないというのは言い過ぎだろうか。その調査成果が掘立柱建物跡である。災難はここに始まる。

掘立柱建物跡は現場で認定することが好ましい。筆者も自身で調査したもの、調査段階で認定作業に関わったものを最優先している。これは建物を論ずる際、常に言及するほどこだわっている。なぜなら、調査段階で認定することは、掘立柱建物跡という小穴群を一群の遺構として直接見比べられたことを意味しており、視覚的な篩い分けがなされたからである。しかし、最も重要なのは、建物を可能な限り想定した末に、存在すべき柱穴を搜索して資料を確実にし、または柱穴が存在しない結果から建物を想定し直す作業が行えたことを意味している点にある。柱穴はなぜか搜索するまで見落とされていることが多いと経験的に感じている。

しかし、全ての現場に自分が直接立ち会えることはあり得ない。旧時の発掘調査など絶対に無理である。だが、図上復元という形で参加することはできる。この場合、筆者は常に図上復元であることを断っている。その理由は調査段階での認定が最良であるからに他ならない。しかし、図上復元は検証という意味で常に有効であり、誰にとっても有効であると考えている⁴⁾。ただし、図上復元する際には、精度の高い1/40か1/50の測量図が必要であり、これを用意することは入手努力をしないと難しい面も持っている。

本稿で扱う調査事例8件は、幸いなことに3件は調査時に筆者が直接関与でき、4件は図上復元に直接関与できた上、うち2件は調査風景を実見している。残る1件のみが報告書からの検討である。一般的に掘立柱建物跡の認定には、報告書毎にばらつきが見られる。筆者が集成作業に消極的であるのも、そうした理由による。掘立柱建物跡の数値的な分析は、やはり資料自体選別しないと使用できない。遺構自体に疑問を持ちながら、扱うことは難しい。直接関与していない事例を扱っていくには、図上検証に労力が割かれる。今後大規模な屋敷の検討をするにしても、こうした事前作業をこなすこととなり、資料の増加を待つのも、こうした事情にもよるのである。

（2）柱間寸法をめぐる問題と近年の研究動向

屋敷内部での建物変遷を想定する作業は、発掘調査資料を扱う性格上、永久に確実性を高めていくしか方向性はない。検討方法さえ定型化していれば、客観性は保たれていると考える。屋敷内部の建物変遷は、まず建物同志の新旧関係を基礎に、建物の主軸方位による分類、配置の規格性からの分類などを加味している。そこまでかなりの分析は可能である。しかし、それらはあくまで建物同志の相対的な比較検討として限界を持っている。本来は絶対的な検討もなされなければ不完全である。そ

のため形態的な分析が必要となるが、建物全体の平面形態や個々の柱穴形態による編年は最も困難な作業であり、むしろ個々の資料の蓄積が編年観の構築に寄与できるかどうかという段階にすぎない。

筆者は掘立柱建物跡の数値的な検討として、近年桁行平均柱間の比較を使用している。これは屋敷内での建物変遷を推定するために有効と考えるからであり、必要に迫られた結果でもある。個々の建物が持つ絶対的な資料は、柱穴の形態とその配置構成にすぎない（出土遺物の情報は除く）。そこで最も注目してきたのが、柱間寸法であろう。調査報告書上の計測でも、およそ漏れなく扱われている。しかし、報告書上の数値的検討は、概観すれば数値が均一であるかどうかであり、建物の規格性を判断する材料にしているに過ぎないであろう。もちろん、数値を計測して掲載するということ自体に、報告書の使命があることは議論の余地もない。盲目的に資料を掲載することは無意味だという批判もあるが、省力化するための屁理屈としか聞こえないものである。

一方、柱間寸法に関する個人レベルの研究は、着実に進んできている。宮本長二郎氏は中世住居の柱間寸法について、「二m基準が主流の分布域は鎌倉以外では大阪府・滋賀県に、二、四m基準は富山県・石川県に集中分布し、それ以外の地方では両者混在するか、中間的な寸法を示している」とし、これは建築技術或いは大工にも二つの系統があることを示しているとする（宮本1999）。これは全国で発掘調査された掘立柱建物跡約1000棟を統計処理された結果であり、長年の研究に裏打ちされた氏ならではの成果と言える。

掘立柱建物跡が持つ調査上の問題点から分析手法にまで、精力的に扱った研究として、2001年の東北中世考古学会第7回研究大会「掘立と竪穴 一中世遺構論の課題」がある。なかでも羽柴直人氏の論考は有益であり、仙台領北部の近世建物の検討から「建物を建てる際には、一番目に六尺台の基準寸法を設定し、その倍数で梁、桁の総長を決めます」と述べ、盛岡藩領の近世建物の検討では「柱間寸法をみると、いずれの建物でも五寸単位で割り切れる寸法を用いており、五寸単位に目盛られた間竿を使用した」とされ、間竿は建物を建築する際に用いる角棒で、一尺ないし五寸ごとに目盛りを刻み、通常は長さ二間、大工が現場で製作し、一現場ごとに使い捨てると説明している（羽柴2001）。氏の論旨は筆者も全く同意できるもので、本稿はそれに学ぶものと言えるが、近世民家を検討した部分に比べ、中世後半の記述が少なく今後の研究に期待したい。なお、柱間にに関する研究は、民家史研究分野で相当な蓄積があり、西氏の研究（西1986）は非常に参考となる。

（3）分析方法の問題

本稿の目的は、標題のとおり屋敷内部の建物変遷を検討するものである。したがって、柱間寸法を視点に、建物を分類していくことが中心となる。これは羽柴氏の研究を逆付ける方法となるが、具体的な方法は微妙な違いを持つ。羽柴氏は一つの建物の中で、多用されている柱間寸法に着目する方法を探っている。これは畳を使用する近世民家では、間取り毎の検討が不可欠であるからに他ならない。しかし、中世建物の県内の状況を考えたとき、そのまま準用できない限界を知るのである。

まず、筆者が平均柱間を検討するようになった理由から述べる必要がある。掘立柱建物跡の柱間は、実のところ非常に誤差が大きい。それは柱穴自体が掘り方にすぎず、柱位置を示すのは柱痕跡を見つけるしかないことによっている。しかも、柱痕跡は良好な状態を除いて、むしろ不明な場合の方が多いのである。余談だが、筆者は天明3年（1783）の浅間山噴火による泥流に被災した礎石建物を実見した際、礎石に墨打ちされた柱位置を示す十字形の墨書きを目にし、また福井県の一乗谷にある中世町屋跡では、礎石に刻まれた線描きも見ることができた。つまり、柱間寸法はそうした遺構でこそ当たり前に検討できる数値であり、掘立柱建物跡で扱うのとは全くレベルが違うのである。したがって、この誤差が解消されない限り、数値的な検討は不十分だと感じたのである。それが平均柱間検討の始まりである。一つ一つの柱間の誤差を合わせるより、総長を柱間数で割り返した方が誤差が分散できる。ただし、個々の柱間が持つ意義とは別の次元であることは言うまでもない。しかし、建物内部における居室空間が未発達であると思える中世建物では、間仕切り毎の寸法がそれほど意味を持たないと考える結果でもある。平均柱間を計画寸法に置き換えて考える。これが筆者の基本姿勢となるのである。

柱間寸法について、宮本氏は最大・最小・平均を桁行・梁行別に資料化して基礎としている（宮本1999）。おそらく平均柱間寸法とは、個々の柱間寸法を総計した平均ではないかと推測する。個々の柱間数値を生かしつつ、計画寸法も見ようとすれば、これも一つの方法である。しかし、筆者はこの方が平均柱間寸法上の誤差が大きいと考え、採用していないのである。筆者は身舎の隅柱と隅柱の心々距離を桁側・梁側各一対ずつ計測し、その平均総長を柱間数で割り返す方法を採用している。しかし方法は違うが、宮本氏が平均柱間寸法を資料化していること、意図的には通じているものと判断する。

本稿では特に桁行平均柱間を検討する。これは梁間数値及び梁間平均柱間数値の扱いに苦慮しているからに他ならない。一方、桁行は数値が安定しており、検討が容易であり、それが数値的な有効性を示しているものと考える。宮本氏の論考では、総柱型住居の梁行平均柱間寸法も桁行とあまり違わない印象を受ける。この点は筆者

が扱う梁間2間の側柱建物との違いなのかもしれないが、結果として宮本氏は梁行も桁行に準拠しているのである。しかし、梁間1間型住居については数値の変化が当然現れ、分析表上の項目も梁行柱間から梁間寸法に変更される。数値も桁行柱間寸法とはそのまま対比できない値となるのである。この梁間寸法が柱間寸法とどのように関係して生み出された数値と考えているのか。筆者は宮本氏の論考から読み取ることができないのである。

梁間数値に関しては、古代の掘立柱建物跡の研究ではあるが、室伏徹氏の論考が魅力的である(室伏2002)。氏は、桁行と梁行の柱間寸法の違いを同じ尺度に置き換える数値として「ムラ間」という基準尺度を提案している。「ムラ間」とは集落で見出された基準尺度を指し、結果として「集落に伴う掘立柱建物の柱間が、従来知られていた柱間の3分の2程度のもの」になるのである。この数値は非常に都合良くできていて、氏の論考を読む限りでは整然としている。しかし、このような煩雑な基準尺度によって柱間が決定されていたとは、どうも印象的には思えないのである。これは氏には大変失礼な言動にちがいない。何か確かに柱間の法則を探し当てているのだが、基準と見なす値をはずしている気がするのである。「ムラ間の存在と検証は、大まかには、縮尺1:100で2.50尺から5.50尺までの升目を0.25尺ごとに描いたムラ目の方眼紙を用意し、遺構図をこの縮尺に合わせ拡大縮小し、重ね合わせ、桁行と梁行が方眼の升目に合うものを選べば簡単にできます」と氏が言うとおり、批判する前に実践してみるのが筋であろう。しかし、氏自らが「ムラ間を用いた分割法は中世前期の集落を構成する掘立柱住宅建築には引き継がれない技法だ」と述べていることから、今のところ試行していない。梁間を正面から扱う際には、まず試行してみたい方法であることは間違いない。

(4) 桁行平均柱間から想定する建物群の傾向分析

桁行平均柱間は建物建築における計画寸法を示すと考えている。それは1間の寸法を示す数値であるが、実際には羽柴氏が言うとおり(羽柴2001)、間竿の使用によって運用されて、例えば間竿が長さ2間であれば、2間の基準として存在したのだろう。基本的には現場で製作され、一現場ごとに使い捨てられるという現在の間竿の性格が援用されるものと考える。

桁行平均柱間を検討し、結果として建物群を分類することで、どんな側面を窺うことができるのか。実際に検討した事例を使って状況を考えるが、まず想定される内容を箇条書きにして以下に示す。

①統一数値をもつ場合

- a 相対的な時期差を示す
- b 地域差・所有別を示す

- c 機能差を示す
- d 桁材の再利用など建物材料の物理的な継続性を示す
- e 規格性を持った建築材料の流通品使用の有無を示す
- f 建築設計施工者の違いを示す

以上は括一化されるものではなく、複数の要素を併せ持つものと解釈される。

②統一数値が不明な場合

a 工法・構造の違いを示す

本稿ではこの事例は扱わない。脆弱な屋敷に対して想定しているが、これまで具体例を検討したことはない。

3. 中世屋敷遺跡における内部建物群の様相

(1) 荒砥宮田遺跡・荒砥前田遺跡(所在地 前橋市荒砥町

図2・3・表1)

遺跡の概要と変遷

遺跡は荒砥川の東岸に並行する微高地上にあり、調査地は南北長約250mに及び、建物群は全体に分布している。調査区北端は、約50m四方の溝で区画されて南側が狭い台形の屋敷があり、最も建物が集中し重複する区域である(溝内部)。南には順に遺構が散在する散在部、建物が再び集中分布する南集中部、大型で特異な建物がある荒砥前田遺跡が連続して発見されている。

区画された屋敷出土の遺物は、14・15世紀にピークがあり、16世紀は少なく17世紀以降も少数ながら連続する。建物は主軸方位によって、A～C群の3つに分類された。このうちC群の建物が溝内部に14棟あり、建物や区画溝との重複関係、相互の位置関係からC群9棟・C'群5棟に細分される。更に前者は、桁行平均柱間にによる分類からCa群5棟・Cb群4棟に分かれて変遷し、建物変遷図の第2段階に位置づけられた。

C'群は形態的な特徴からC'a群3棟とC'b群2棟に細分され、後者は区画溝が消滅した第4段階に位置づけ



図1

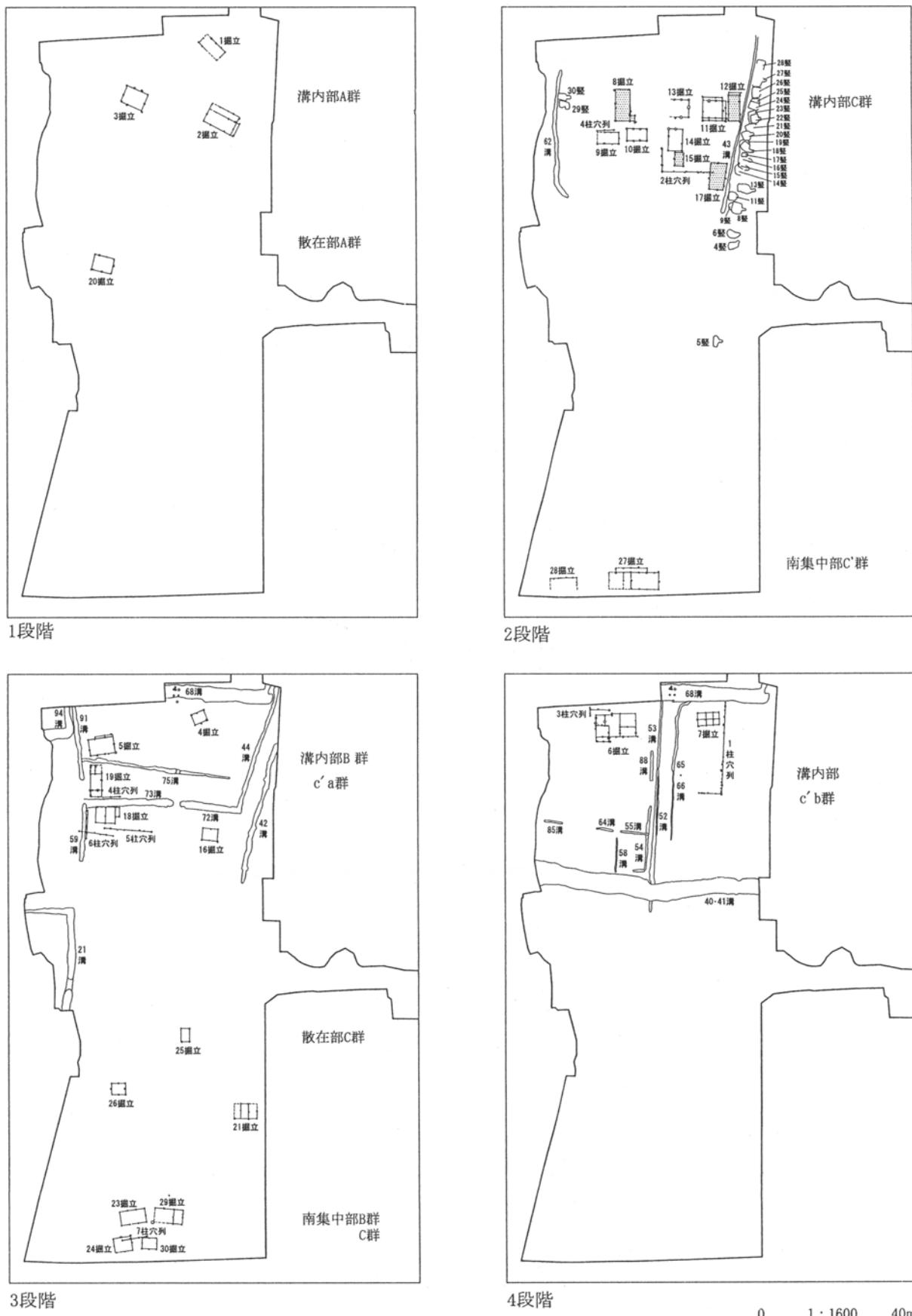


図2 荒砥宮田遺跡建物変遷図

表1 建物計測表(1)

位置	分類	No	主軸方位	面積	桁行 (平均)	桁行平均 柱間	寸 法	梁間 (平均)	梁間平均 柱間	規 格	庇	備 考
溝 内 部	A	1	N-19°-W	23.64	7.0	1.750	~6 尺	3.35	1.675	2×4間・南北棟		
		2	N-36°-W	51.13	8.22	2.055	~7 尺	3.81	1.905	2×4間・南北棟	東・南	
		3	N-40°-W	30.75	6.420	2.140	~7.5 尺	4.860	2.430	2×3間・南北棟		
	Ca	9	N-64°-W	19.27	5.98	1.993	~7 尺	3.18	1.590	2×3間・東西棟		
		10	N-63°-W	18.70	5.570	1.857	~6.5 尺	3.290	-	1×3間・東西棟		
		11	N-62.5°-W	40.65	5.46	1.820		4.80	2.400	2×3間・東西棟	東・南・北	
		13	N-61.5°-W	-	3.48	(1.92)		4.74	2.370	2×2間・東西棟		
	Cb	14	N-28°-E	23.88	5.940	1.980	~7 尺	3.895	1.948	2×3間・南北棟		
		8	N-27°-E	37.87	8.650	1.730	~6 尺	4.080	2.040	1×4間・南北棟	東	桁側5間で計算
		12	N-26.5°-E	24.99	7.150	1.788		3.260	-	1×3間・南北棟	北	桁側4間で計算
		15	N-29°-E	8.76	3.536	1.768		2.510	-	1×2間・南北棟		
		17	N-30~36°-E	31.39	7.150	1.788		4.195	2.098	2×4間・南北棟		
	B	4	N-86°-W	11.42	3.675	1.838	~6.5 尺	2.930	-	1×2間・東西棟		
		5	N-72°-W	34.60	7.065	2.355	~8 尺	4.485	2.243	2×4間・東西棟		桁側3間で計算
	C'a	16	N-59°-W	14.55	4.435	2.218	~7.5 尺	3.520	-	1×2間・東西棟		
		18	N-61°-W	27.79	5.255	2.628	~9 尺	4.55	2.275	2×2間・東西棟	東	
		19	N-26°-E	27.74	8.44	2.110	~7 尺	3.050	1.525	2×4間・南北棟		桁側4間で計算
	C'b	6	N-65°-W	74.76	11.41	1.907	~6.5 尺	6.310	1.803	3×5間・東西棟	南張出	梁側3.5間で計算
		7	N-66.5°-W	21.14	5.960	1.987	~7 尺	3.565	1.783	2×3間・東西棟		総柱
荒 砂 宮 田	A	20	N-50°-W	24.63	5.510	1.837	~6.5 尺	4.325	2.163	2×2間・東西棟		
		21	N-64°-W	26.14	6.20	2.067	~7 尺	4.18	2.090	2×3間・東西棟		総柱?
		25	N-26°-E	9.15	3.765	-		2.280	-	1×1間・南北棟?		
		26	N-64°-W	12.46	3.900	1.950	~6.5 尺	3.110	1.555	2×2間・東西棟		
	C	29	N-59°-W	30.97	7.80	2.600	~9 尺	3.98	1.990	2×3間・東西棟		
		30	N-62°-W	12.39	4.000	2.000	~7 尺	3.145	1.563	2×2間・東西棟		
	B	23	N-72.5°-W	26.45	7.030	2.343	~8 尺	3.775	1.888	2×3間・東西棟		
		24	N-72°-W	19.62	4.830	2.415		4.035	2.018	2×2間・東西棟		
	C'	27	N-63°-W	76.04	12.85	2.142	~7.5 尺	4.87	2.435	2×7間・東西棟	北	
		28	N-66°-W	-	7.62	1.524	~6 尺			2×6間・東西棟		桁側5間で計算
荒 砂 前 田	C	1	N-24°-E	63.51	6.485	2.161	~7.5 尺	4.155	2.078	2×4間・南北棟	東・西・南	総柱
		2	N-65°-W	119.32	14.490	2.070		6.360	2.120	2×6間・東西棟	四面	総柱
	C'	3	N-23°-E	88.12	14.205	2.029		5.010	2.004	3×7間・東西棟	東・西	梁側2.5間で計算
		4	N-57°-W	22.74	6.360	2.120		3.630	1.815	2×3間・東西棟		
		5	N-22~26°-E	18.62	5.170	1.723	~6 尺	3.655	1.828	2×3間・南北棟		
荒 砂 調 訪 西	a 1	1	N-72°-W	44.05	7.530	2.510	~8.5 尺	4.525	2.263	2×3間・東西棟	東・西	
		2	N-75°-W	72.08	10.015	2.003	~7 尺	6.575	2.192	3×5間・南北棟	北	
	a 2	7	N-70°-W	77.07	9.875	1.975	~7 尺	4.310	-	1×5間・東西棟	南	
		8	N-65°-W	9.79	3.925	1.963	~7 尺	2.295	-	1×4間・東西棟		桁側2間で計算
	a 3	5	N-13.5°-E	67.07	9.840	2.460	~8.5 尺	4.265	-	1×4間・南北棟	東・西・南	
		12	N-20°-E	61.73	7.375	2.458	~8.5 尺	3.47	-	1×3間・南北棟		2棟連結か
	a 4	3	N-14.5°-E	53.09	7.225	2.408	~8 尺	3.775	1.888	2×3間・南北棟	東・西	
		6	N-76~82°-W	24.24	6.925	1.731	~6 尺	3.205	-	2×5間・東西棟	西	桁側4間で計算
	b	9	N-81°-W	16.25	4.050	1.350	~4 尺	2.515	-	1×2間・東西棟	南	桁側3間で計算
		10	N-5°-E	50.38	5.76	1.920	~6.5 尺	3.34	-	1×3間・南北棟	東・西	
		11	N-88°-W	49.30	12.225	1.746	~6 尺	2.735	1.368	2×7間・東西棟	南・北	
	c	13	N-45°-W	22.82	5.30	1.767	~6 尺	3.91	-	1×3間・東西棟		
		14	N-48°-E	33.96	4.035	1.345	~4 尺	3.025	-	3×4間・南北棟	東・西・北	桁側3間で計算
	d	15	N-84°-E	17.10	5.200	1.300	~4 尺	2.955	-	2×4間・東西棟	東	桁側4間で計算
		4	N-80°-W	19.74	4.600	1.533	~5 尺	2.110	-	1×3間・東西棟	南・北	区画外。桁側柱変則
波 志 江 中 屋 敷	C	2	N-18°-E	26.18	5.725	1.908	~6.5 尺	3.48	1.740	2×3間・南北棟	西	
	D	16	N-84°-E	28.62	5.82	1.940		3.525	1.763	2×3間・東西棟	東・西	
		17	N-75°-E	15.32	3.71	1.855		3.62	1.810	2×2間・東西棟	東	
	B 1	1	N-7°-E	16.48	4.7	1.567	~5.5 尺	3.615	1.808	2×3間・南北棟		
		29	N-81°-W	47.08	8.72	2.180	~7.5 尺	4.24	2.120	2×4間・東西棟	北・東	
	B 3	30	N-80°-W	17.02	5.52	1.840	~6.5 尺	3.7	1.850	2×3間・東西棟		
		23	N-12°-E	17.70	4.38	2.190	~7.5 尺	4.01	2.005	2×2間・正方形		総柱
		25	N-79°-W	41.24	8.7	2.175		4.1	-	1×4間・東西棟	西	
	B 4	26	N-13°-E	16.93	3.69	1.845	~6.5 尺	2.73	-	1×2間・南北棟	西	
		28	N-12°-E	56.21	8.3	2.075	~7 尺	3.26	-	1×4間・南北棟		L字形
	B 4'	22	N-79°-W	46.88	8	2.000	~7 尺	5.9	1.967	3×4間・東西棟		
		24	N-76°-W	17.75	5.25	1.750	~6 尺	3.5	-	1×4間・東西棟		
	B 2	3	N-13°-E	13.30	3.75	1.875	~6.5 尺	3.56	-	1×2間・南北棟		
		21	N-77°-W	59.20	7.22	1.805		5.225	1.742	3×4間・東西棟		2棟か
	B 1'	15	N-10°-E	20.80	7.895	1.974	~7 尺	2.75	-	1×4間・南北棟		
		20	N-8°-E	39.68	6.4	2.133	~7.5 尺	6.2	2.067	3×3間・正方形		
	A 3	27	N-89°-E	81.25	11.15	2.230	~7.5 尺	8.7	2.175	2×5間・東西棟		L字形
	A 1	18	N-87°-W	67.89	9.28	1.856	~6.5 尺	3.32	-	1×5間・東西棟		L字形
	A 2	19	N-86°-W	66.46	7.44	1.860		3.94	1.970	2×4間・東西棟	北	L字形

表2 建物計測表(2)

位置	分類	No	主軸方位	面積	桁行 (平均)	桁行平均 柱間	寸 法	梁間 (平均)	梁間平均 柱間	規 格	庇	備 考
波志江西屋敷	A区西	1	N-17°-E	15.86	4.425	2.213	~7.5尺	3.585	1.793	2×2間・南北棟		
		2	N-18°-E	7.42	3.195	1.598	~5.5尺	2.325	-	1×2間・南北棟		
		15	N-75°-W	28.51	6.87	2.29	~7.5尺	4.15	-	1×3間・東西棟		
		17	N-73°-W	14.99	4.515	2.258		2.805	1.418	2×2間・東西棟	北	
	2	13	N-68°-W	16.57	5.920	1.973	~7尺	2.8	1.400	2×3間・東西棟		
		14	N-68°-W	16.51	4.29	2.145	~7.5尺	3.85	1.925	2×2間・東西棟		
		16	N-69°-W	30.23	6.63	2.21		4.56	-	1×3間・東西棟		
下植木壺町田遺跡1区壠内部分	1類	12	N-83°-W	36	7.5	1.875	~6.5尺	4.8	-	1×4間・東西棟		
		13	N-5°-E	23.66	5.9	1.967		3.725	1.863	2×3間・南北棟		
		15	N-6°-E	19.55	5.725	1.908		3.4	1.700	2×3間・南北棟		
		11	N-85°-W	55.55	8.68	2.17	~7.5尺	4.95	-	1×4間・東西棟	北	
		14	N-7°-E	25.84	6.775	2.258		3.8	1.900	2×3間・南北棟		
		30	N-85°-W	12.82	4.35	2.175		2.825	1.413	2×2間・東西棟		
	2類	31	N-84°-W	19.37	4.41	2.205		3.25	-	1×2?間・東西棟		
		33	N-82°-W	12.32	4.52	2.26		2.48	-	1×2間・東西棟		
		7	N-9°-W	38.82	8.44	2.11	~7尺	4.6	-	1×4間・南北棟		
		10	N-82°-E	-	6.2	2.066		4.32	-	1×3~間・東西棟	北	
		8	N-82°-E	34.56	7.15	2.383	~8尺	4.75	-	1×3間・東西棟		
		9	N-84°-E	40.5	6.91	2.303		4	2.000	2×3間・東西棟	北	
	3類	20	N-5°-W	-	5.11	2.555	~8.5尺	2.05	-	1~×2~間・南北棟		
		34	N-8°-W	30.1	7.1	1.775	~6尺	3.91	1.955	2×4間・南北棟		
		1	N-90°	40	7.92	1.98	~7尺	3.7	-	1×4間・東西棟	北	
		3	N-89°-E	28.58	7.795	1.949	~6.5尺	3.525	-	1×4間・東西棟		
		17	N-89°-W	-	-3.86	1.93		3.4	1.700	2×2~間・東西棟		
		2	N-88°-W	19.31	4.95	2.475	~8.5尺	3.9	-	1×2間・東西棟		
		6	N-3°-E	28.97	7.14	2.38	~8尺	3.84	1.920	2×3間・南北棟		
		29	N-89°-E	-	4.84	2.42		3.66	1.840	2×2~間・南北棟		
		4	N-2°-E	32.1	6.85	2.283		3.96	-	1×3間・南北棟		
		5	N-87°-W	15.62	4.275	2.137	~7.5尺	3.65	-	1×2間・東西棟		
		16	N-1°-W	45.01	8.86	2.215		5.08	-	1×4間・南北棟		
下植木壺町田遺跡1区壠外部分	1類	27	N-9°-E	36.49	5.91	1.97	~6.5尺	4.535	2.268	2×3間・東西棟	西	
		18	N-84°-W	18.57	4.4	2.20	~7.5尺	4.22	2.110	2×2間・正方形		総柱
		25	N-86°-W	23.66	6.36	2.12		3.72	-	1×3間・東西棟		
	2類	23	N-80°-E	12.15	3.97	1.985	~7尺	3.06	-	1×2間・東西棟		
		27	上植木3	-	22.62	5.8	~6.5尺	3.9	-	1×3間・東西棟		
		22	N-3°-E	19.6	7.26	2.42	~8尺	2.46	-	1×3間・南北棟		
		24	N-89°-E	47.67	6.8	2.266	~7.5尺	5.45	2.725	2×3間・東西棟	東・南	
		26	N-2°-E	16.44	6.3	2.1	~7尺	2.645	-	1×3間・南北棟		
		上植木2	-	18.48	4.2	2.1		4.4	2.200	2×2間・東西棟		
		21	N-89°-W	49.04	8.1	2.7	~9尺	6.04	2.013	3×3間・東西棟		
	3類	上植木1-1	-	17.42	4.95	1.65	~5.5尺	3.52	-	1×3間・東西棟		
		上植木1-2	-	17.88	5.2	1.733	~6尺	3.44	-	1×3間・東西棟		
元總社西川	7号溝北	8	N-88°-W	60.31	7.075	2.358	~8尺	4.53	-	1×3間・東西棟		
		9	N-88°-W	29.21	6.745	2.248	~7.5尺	4.33	-	1×3間・東西棟		
		4	N-86°-W	22.98	6.51	2.17		3.53	-	1×4間・東西棟		桁側3間で計算
		6	N-5°-E	-	3.055	-		2.875	1.438	2×1間・南北棟		台形
	2 b	7	N-84°-W	13.76	3.93	1.965	~6.5尺	3.5	1.750	2×2間・東西棟		台形
		3	N-8°-E	20.19	5.51	1.837	~6.5尺	3.665	-	1×3間・南北棟		
		1 a	N-88°-W	16.2	4.5	2.25	~7.5尺	3.6	-	1×2間・東西棟		
	1 b	2	N-90°-W	24.94	7.06	2.355	~8尺	3.53	-	1×3間・東西棟		
		14	N-1°-W	-	3.46	1.73	~6尺	3.12	-	1×2~間・南北棟		
	2 a	13	N-85°-W	19.19	6.19	2.063	~7尺	3.1	-	1×3間・東西棟		
		10	N-84°-W	10.52	3.62	1.81	~6尺	2.905	-	1×2間・東西棟		
	4	15	N-5°-E	-	4.06	2.03	~7尺	3.08	-	1×2~間・南北棟		
		12	N-74°-W	28.87	8.02	2.005		3.6	-	1×4間・東西棟		
		28	N-73°-W	12.58	3.93	1.965		3.2	1.600	2×2間・東西棟		
	3 a	11	N-82°-W	16.46	6.14	2.047		2.68	-	1×3間・東西棟		
		19	N-82°-W	21.58	6.13	2.043		3.52	1.760	2×3間・東西棟		総柱?
	3 b	18	N-7°-E	22.79	7.4	1.85	~6.5尺	3.08	1.540	2×4間・南北棟		
		23	N-10°-E	10.08	5.45	1.817	~6尺	1.85	-	1×3間・南北棟		

表3 建物計測表(3)

位置	分類	No	主軸方位	面積	桁行(平均)	桁行平均柱間	寸法	梁間(平均)	梁間平均柱間	規格	庇	備考
堀の内	当初	1	N-8°-W	24.68	7.15	1.875	~6.5尺	3.4	1.700	2×4間・南北棟		
		2	N-75°-E	22.26	5.5	1.833		4.25	2.125	2×3間・東西棟		
		5	N-64°-E	12.25	3.725	1.863		2.95	1.475	2×2間・南北棟		
		6	N-75°-E	67.31	9.45	1.890		4.7	2.350	2×5間・東西棟	北・南張出	
		9	N-14°-W	26.60	5.75	1.917		4.03		1×3間・南北棟	南	3重複
	追加	3	N-19°-W	39.99	9.525	2.381	~8尺	4.325	2.162	2×4間・南北棟		9重複
		4	N-26°-W	13.02	4.9	1.633	~5.5尺	3.125	-	1×3間・東西棟		
		7	N-17°-W	33.62	8.225	2.056	~7尺	4	2.000	2×4間・南北棟		
		8	N-19°-W	-		2.100				1×2間以上・南北棟		
下鍛田遺跡	A 1	13	N-42°-E	18.55		1.817	~6尺			1×3間・南北棟		
	B 1	12	N-40°-W	25.55	7.425	1.856	~6.5尺	3.625	1.813	2×4間・東西棟		
		19	N-48°-E	39.06	8.2	2.733	~9尺	4.725		1×3間・南北棟		
		24	N-41°-W	16.00		1.667	~6尺	3.25		1×3間・東西棟		
	C 1	14	N-37°-W	16.43		1.783			1.575	2×3間・東西棟		
		15	N-55°-E	16.54	5.2	1.733		3.1		1×3間・南北棟		
		11	N-41°-E	25.28	6.425	2.142	~7.5尺	3.95		1×3間・南北棟		
		20	N-50°-W	14.19	4.35	2.175		3.375	1.688	2×2間・東西棟		
	A 2	21	N-45°-E	21.56	5.725	2.863	~9尺	3.975	1.988	2×2間・南北棟	桁・梁逆か	
		25	N-46°-W	15.73	4.25	2.125	~7.5尺	3.5	1.750	2×2間・南北棟		
堀の外		16	N-48°-E	15.93	4.45	2.225		3.2	1.600	2×2間・南北棟		
		17	N-49°-E	6.02	2.75	1.375	~5尺	2.25		1×2間・南北棟		
		18	N-42°-W	23.50	6.375	2.125	~7.5尺	3.4	1.700	2×3間・東西棟		
		23	N-39°-W	24.79	6.825	2.275	~8尺	3.65		1×3間・東西棟		
	C 2	10	N-34°-W	24.26	6.325	2.108	~7尺	3.325	1.663	2×3間・東西棟		
	D	22	N-15°-W	24.89	6.125	2.042		3.95		1×3間・東西棟		
奥田道下遺跡	外郭	1	N-13°-E	30.94	6.79	2.263	~7.5尺	4.36	-	1×3間・南北棟		2(新)・5重複
		2	N-77°-W	30.96	7.41	2.470	~8.5尺	4.085	-	1×3間・東西棟		1(旧)・5・6重複
		3	N-71.5°-80°-W	7.98	2.18	-	~7.5尺	3.56		1×1間・東西棟		台形
		4	N-75.5°-W	5.56	1.9	-	~6.5尺	3.055	1.528	1×2間・東西棟		
		5	N-15°-E	19.12	2.66	-	~9尺	3.65		1×1間・南北棟	南・西	1・2重複
		6	N-75°-W	11.71	2.535	-	~8.5尺	3.325		1×1間・東西棟	西	2重複

られた。また、区画された屋敷は南北に二分割された影響で、主軸方位の異なるB群とC'a群が並存して第3段階を構成したと考えられる。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

第2段階(屋敷当初)の屋敷内建物群は、2号柱穴列を境として東西に分割される。二分された建物群の位置付けが、主従関係によるのか、所有関係の違いか、機能差なのかを判断することはできないが、建物構成から東側が優越していると看取できる。中心的な建物は11号建物であり、12号建物を加えて70m²近い規模を持つ。建物形態も、この2棟が連結され機能していた点が注目される。東側建物6棟は区画溝側に開くコの字形に配置されており、東西約15m南北約10m規模を持つ広い庭空間を形成している。また、13号建物と14号建物との間にある空き空間が通路と考えられ、西側の建物群まで通されていることも注目される。

第3段階は、前段階同様に溝で区画されるが、中央部を溝によって北側約30mと南側約20mに細分される。中央部南北には通路が想定され、72・73号溝の間に開けた土橋を通り、北端で68号溝中の1号橋脚を渡るものと言える。通路はそのまま北上して、真っ直ぐ現赤城神社へ向かっている。参道である可能性も視野に入れておく必要がある。建物は区画溝や通路によって4つの区域に区分される。このうち5号建物が西側に偏在するが、規模

的に核となる建物と位置づけられる。この段階の屋敷分割によって、屋敷内部が機能的に分割された印象もあるが、建物の数量や配置などが質的に変化しており、機能自体が分割ではなく変化したものと解される。この状況が、所有関係の細分化を意味するのかどうかは不明である。建物ではわずかに大きい5号建物を核とするが、中心部とする求心性はなく、屋敷が持っていた従属関係も感じられなくなっている。

第4段階を代表するのは6号建物である。この段階では既に区画溝は消滅するが、前段階に継続して現赤城神社方向に延びる通路が貫通している。6号建物の面積は74.76m²と大きく、複雑な柱配置を持つ。内部はやや整って間仕切りされており、民家建築で言うところの「三間取り」を思わせる。周辺にある井戸からは、17~18世紀段階の陶磁器が出土しており、建物時期を示す可能性がある。第3段階と第4段階の間には断絶を窺うことができ、16世紀代の出土遺物が減少する点が、これに対応するものと考える。

屋敷周辺建物の形態的な特徴

区画された屋敷から南へ約200mも離れ、直接の関連性は窺えないが、荒砥前田遺跡の1・2号建物は、整った総柱構造で共に4面に庇を廻らせており(図3)。面積は1号建物が63.51m²、2号建物が119.32m²と大きく、一般的な住宅とは見なしにくい。出土遺物はなく時期は特定

できないが、本稿で扱う建物とは明らかに系統が異なつておらず、古代から中世前期まで遡る可能性がある。

同じく荒砥前田遺跡で1号建物に重複する3号建物は、複雑な構造を持ち、桁行は14.24mと長大で、面積も88.12m²を測る。内部に柱穴も多いが、間仕切りであると同時に、長大な棟を支える構造材としての必要もあるのだろう。同じような構造を持つ建物が南集中部27号建物であり、長大な棟を支えるため中間付近で棟持ち柱2本を設ける構造である。建物変遷図では第2段階に属しているが、むしろ荒砥前田遺跡3号建物と合わせて、第3段階と第4段階の建物形態変化の中間に位置づけられるべき一群であったと修正しておきたい。

桁行平均柱間の様相

第2段階のCa群建物では、中心建物11号建物を含む～6.5尺(6.0～6.5尺を指す、以下同じ)の建物3棟と～7尺の建物2棟がある。これも小分類可能である。次いでCb群建物4棟は、～6尺で数値もかなり近い。これら9棟の数値が、区画屋敷を代表する基準寸法と捉えておく。

第3段階のB・C'a群5棟は、数値にかなりばらつきが見られる。建物形態が変則的なことにもよると見えるが、屋敷区画を四分割するとともに機能的にも変化している状況が、ここにも現れているものと解される。特に核的なB群5号建物の数値が、～8尺と大きいことが目を引く。同じくB群で南集中部にある23・24号建物も～8尺数値を採用することから、改めて関連性を意識させることとなる。

(2) 荒砥諫訪西遺跡(所在地 前橋市荒砥町 図4・表1)

遺跡の概要

遺跡は荒砥川の東岸に並行する微高地上にあり、東西に細長く入り込んだ沖積低地は調査区南端で一度合流し、南に隣接する荒砥宮田遺跡の載る微高地と分断している。この微高地の南端に約40m四方規模の溝に囲まれた屋敷がある。内部の土坑から14世紀後半から15世紀代

の遺物が出土し、およその時期とされる。

変遷案の変更

屋敷内には掘立柱建物が13棟ある。建物は主軸方位の違いによりa～d群の4つに分類されるが、区画溝に伴うのは位置関係からa・b群10棟と考えられる。このうちa群では、主屋級の建物である1・2号建物と5号建物と7号建物、および3号建物と12号建物が重複しており、5時期に変遷すると考える。報告書段階では、重複による最小限の時期変遷をもとに、建物2～3棟で1時期と考え、3時期の変遷とした。しかし、建物の規模は比較的大きく近似することから、各時期1～2棟で構成するものと見直しを行った。a群の具体的な変遷は次項で述べる。その後、屋敷はb群段階で南北に分割され、各々建物2棟ずつが分布する状況となる。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

a群の主屋の位置は、西側寄りと東側寄りの2つの傾向に分かれる。これは時期変遷をさぐる要点となる。加えて建物規模の継続に注目すると、以下の系統が辿れる(数字は概数)。

- ① 2号建物：桁行5間10m、梁間6.6m、面積72m²、桁行平均柱間2.0m
→ 7号建物：桁行5間9.9m、梁間4.3m、面積77m²、桁行平均柱間2.0m
 - ② 5号建物：桁行4間9.8m、梁間4.3m、面積67m²、桁行平均柱間2.4m
→ 12号建物：桁行3間7.4m、梁間3.47m、面積62m²、桁行平均柱間2.5m
 - ③ 3号建物：桁行3間7.2m、梁間3.8m、面積53m²、桁行平均柱間2.4m
- ②では梁間数値が順次減少しない点と、5号建物と3号建物の平面形態が酷似する点で、12号建物を中間に位置づけることに躊躇する。しかし、位置が西寄りから東寄りに変わると時期を捉えれば、3号建物と12号建物を前

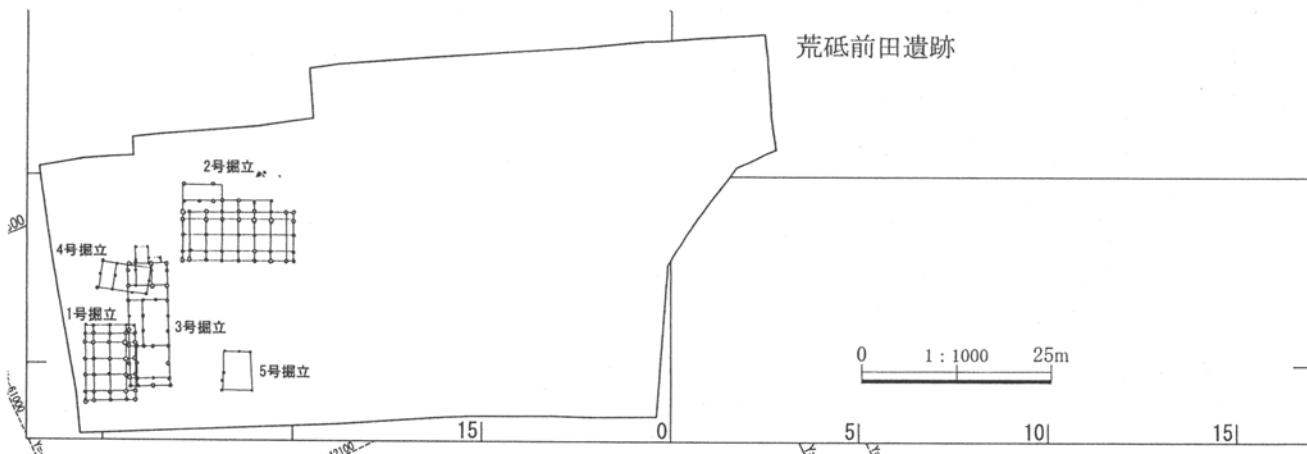


図3 荒砥前田遺跡建物分布図

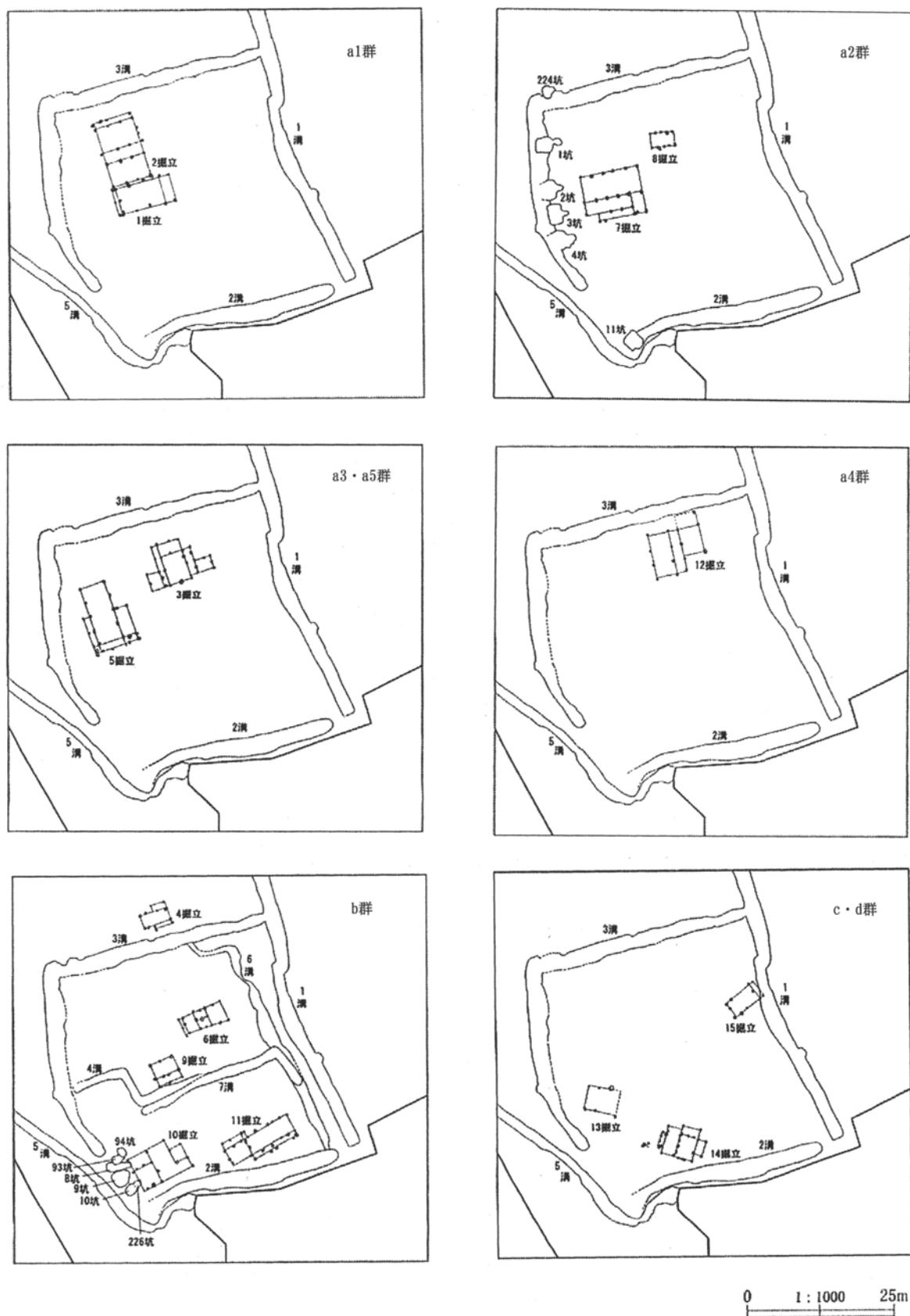


図4 荒砥諏訪西遺跡建物変遷図

後に連続させることに無理はない。こうした結果を踏まえている。

さて、桁行平均柱間の数値を無視すれば、建物の規模は①から②へ整然と連続する。この連続性を変遷とするのは、桁材などの建築材が再利用されることで、建物(身舎規模)が順番に小さくなっていくと見る点にある。本来、建物の連続性がそうした物質的な連続性ではなく、数値を踏襲する精神的な連続性であった場合には、前後で数値がばらついても許容され、変遷順位は成立しないという限界を持つ。ただし、桁行平均柱間の違いは数字上の印象より大きく、同じ規模の桁行でありながら、桁行5間から4間へ、更に3間へと柱数が変化する。これを建築材の再利用以外で、連続性と説明することは無理であろう(5(2)で詳述)。

全体として建物の数量は少なく、空き空間が多いのが、a群段階の特徴と言える。b群では4・7号溝によって屋敷が南北に分割される。建物は南北それぞれ2棟ずつとなり建物が増加するが、建物の構成から判断して前段階の状況は、南側区画に踏襲されていると見られる。

建物形態では、広い庇を設けることで、建物面積を大きくする構造が全体に共通している。特に際だった建物としてa群の2号建物があり、梁間3間構造の平面形を持っている。また、1号建物は、2号建物に近接して付加された建物と考えられ、1・2号建物の面積は合わせて100m²を越える規模となっている。12号建物は東西棟とは見なし難く、南北棟2棟が並行する間を繋いだ建物か、極端に庇が広い可能性もある。

b群の建物は、概して間仕切りが多い。11号建物は桁行約12mの長大なもので、間仕切りは長い棟を支えるため、設置された観がある。

桁行平均柱間の様相

a群の主屋は～7尺から～8.5尺に変化する。b群は数値にややばらつきがあるが、概ね～6尺が使用されたものと解する。この屋敷の基準寸法は、～7尺→～8.5尺→～6尺と推移したものと捉えられる。

(3) 波志江中屋敷遺跡 (所在地 伊勢崎市波志江町 図5・表1)

遺跡の概要と変遷

遺跡は波志江沼の南方に延びる小谷地と神沢川に挟まれた微高地上にある。西側に隣接して中世屋敷遺跡である波志江中屋敷西遺跡・岡屋敷遺跡があり、屋敷遺構の密集地である。屋敷の全体的な形状は、区画溝が二重に廻る回字状をなす。内側の区画は内法約36m四方で、外側の区画は内法約106m規模である。出土遺物は中世遺物が混入程度しかなく、掲載遺物のほとんどが17世紀～18世紀である。しかし、屋敷建物の重複が多く、存続期間が長いことも踏まえれば、屋敷の初源は中世まで遡りう

るものと考える。

内側区画の建物は19棟あり、主軸方位の違いからA～D群の4つに分類される。このうち、内側区画に伴う建物は区画溝との方位の一致からB・C群合わせて14棟で、A群の建物3棟は外側区画を意識したものとした。A群の建物3棟は全て重複しており、変遷順位は不確定ながら、A1～A3群に細分され1棟ずつで3時期に変遷する。B群も主屋4棟全てが重複し、報告書段階では4時期に変遷し、4つに細分した。しかし、B1・B4群には別に1棟ずつ主屋と同程度の建物が存在する。全体の変遷や構成を考え、今回B1'・B4'群として、更に分類し6時期とすることとした。詳細は次項で扱う。

建物群の変遷では、C群が1棟のみで位置付けできない。B群は桁行平均柱間に加えて、主屋自体の規格の継続性から、B1→(B3→B4)→B4'→B2→B1'群の変遷を想定した(カッコを付した点は、6(1)で説明する)。また、区画溝との関係からA群が次段階となり、3時期に変遷する。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

B1群主屋である29号建物とB1'群20号建物、B4'群22号建物は、位置的に共通性があり、中央部や北寄りで、区画南半分をやや広く庭空間としている。B2・B3・B4群では、主屋の位置が南下して、区画内の中央南東寄りに位置している。井戸も東辺には多く分布する。桶を埋設したような円形の土坑が多く分布するのも東端部であり、生活色の強い遺構が分布する部分である。

この屋敷の主屋の特徴は、規格の継続性にある(数字は概数)。

- ① B1群29号建物：桁行4間8.7m・梁間4.2m・面積47m²・桁行平均柱間2.2m
- B3群25号建物：桁行4間8.7m・梁間4.1m・面積41m²・桁行平均柱間2.2m
- B4群28号建物：桁行4間8.3m・梁間3.3m・面積56m²・桁行平均柱間2.1m

これら3つの主屋は非常に近似し、徐々に小さくなっている。面積は庇や張り出しの有無で増減が生じる。

- ② B4群22号建物：桁行4間8.0m・梁間3間5.9m・面積47m²・桁行平均柱間2.0m
- B2群21号建物：桁行4間7.2m・梁間3間5.2m・面積59m²・桁行平均柱間1.8m
- B1群20号建物：桁行3間6.4m・梁間3間6.2m・面積40m²・桁行平均柱間2.1m

この3棟も継続的に捉えることができる。規格の継続性を桁材などの再利用と考えれば、変遷順位と一致して考えられる。梁間3間の採用が画期でもあるが、桁行は①からの継続であり、大きな画期には当たらない。

建物形態としては、平面L字形を呈するものが注目される。その特徴はA群建物で明らかとなるのだが、B4

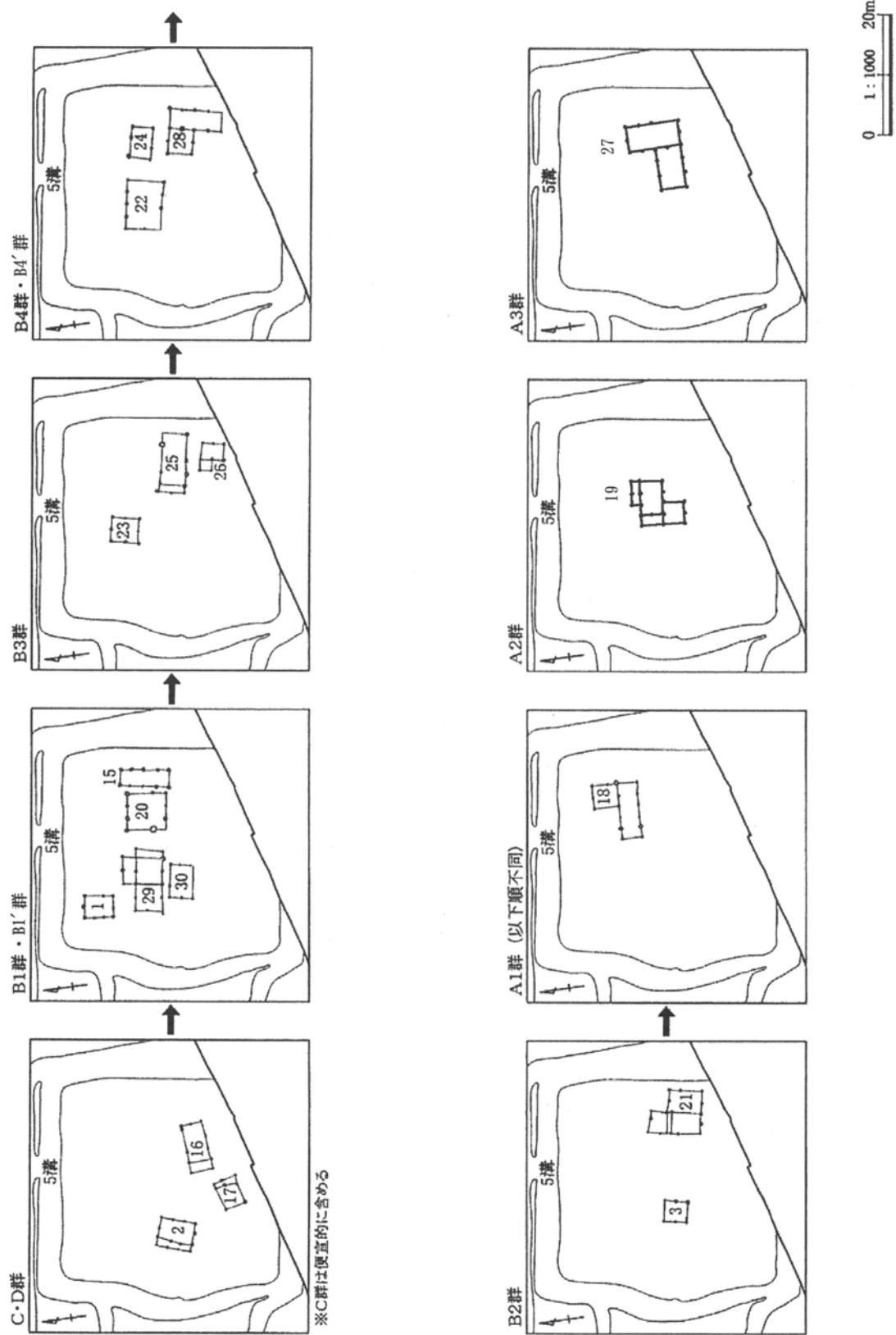


図5 波志江中屋敷遺跡建物変遷図

群28号建物でも既に現れる。これはA群3棟と異なり、細長い南北棟の西側に張り出しが付いている。つなぎ部分に中柱があり間仕切りと見える。形態を優先した変遷順位では、A群の直前としたい建物である。

A群の3棟はいずれも平面L字形を呈している。3棟全てに共通して、L字の曲がり部分の南北か東西に必ず中柱が立つため、ここを間仕切りにして2室以上に分かれていたと考える。3棟は互いに重複関係にあり、分類上ほかの建物も同時期に当てられないため、それぞれが単独で存在していたこととなる。桁行が初めて5間を採る建物が出現する点で、屋敷内の画期である。

付属建物も変遷が辿れる。B1群30号建物→同1号建物→B3群23号建物→同26号建物。次いでB4'群24号建物→B2群3号建物と継続性が見られる。B4'群が小さな画期となる。付属建物全てを建て替えて捉えてしまうのも危険だが、主屋の変遷が多い状況では、同じく付属建物も建て替えが多くなるはずである。ただし、B1'群15号建物は他の付属建物とは規模・形態・数値が異なる。これは主屋20号建物と連結して、主屋の一部であったためと考える。

L字形の建物との関連で言えば、20+15号建物、25+26号建物、21号建物が、変形のL字形又はL字形を思わせる配置となっている。こうした状況からも、28号建物がB群で出現してくる系譜を辿ることができる。

桁行平均柱間の様相

B群の桁行平均柱間は一見ばらばらに見える。しかし、主屋に注目すると、B1・B3群の～7.5尺からB4群の～7尺、B2群の～6.5尺へと推移する状況が浮かんでくる。これは建物全体規格が近似しながら徐々に小さくなっている状況と実に符合する数値である。また、各群には小規模な付属建物が1棟程度あり、～5.5尺～6.5尺まで小規模な数値に収まるとともに、殆どが主屋のような規模の継続性で捉えることができる。

A群は屋敷内の画期であり、新たな基準寸法の導入期とも言え、～7.5尺から～6.5尺へと、B群同様な変遷とも受け取れるのである。

この屋敷の基準寸法は、主屋と付属建物が別々に使用されて推移したものと捉えられる。

(4) 波志江西屋敷遺跡 (所在地 伊勢崎市波志江町 図6・表2)

遺跡の概要と変遷

遺跡は神沢川南岸の微高地上にあり、東方約600mにある波志江中屋敷遺跡と同じ微高地の西端部に当たる。屋敷をL字型に区画する一辺約30m規模の溝は、削平されていて非常に浅いものとなっていた。出土遺物は掘立柱建物跡の柱穴内から13～14世紀の古瀬戸陶器、井戸内から丸底の在地産土鍋が出土しており、屋敷の時期は14世

紀後半頃に比定される。

屋敷内の建物は7棟で、主軸方位の違いは微妙であるが、今回1・2類に分けた。両分類の3棟は重複関係にあり、位置関係も考慮して、そのまま2時期の変遷にあてはめることができた。また、2号建物1棟を報告書段階では除外してしまったが、根拠がないため、今回は含めて考えている。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

主屋である15・16号建物はともに東西棟で、梁間1間構造である。面積は15号建物が28.64m²、16号建物が29.88m²で、主屋としては小さい。2時期の中で主屋の位置は動いているが、3棟の建物同志は重複しており、建物敷地を継続させた状況を示している。また、14号建物は西壁面の北側延長線上に柵列が延びている。これに区画された北東の一角は長方形や細長方形の土坑を配置する領域として位置づけられるのである。

桁行平均柱間の様相

この屋敷の桁行平均柱間は2棟を除き、全て～7.5尺である。1類2号建物は～5.5尺、2類13号建物は～7尺を使用するが、追加された建物と見ることができる。この屋敷の基準寸法は～7.5尺で、一部別なものが使用されたものと捉えられる。

(5) 下植木壱町田遺跡 (所在地 伊勢崎市三和町 図7・表2)

遺跡の概要と変遷

遺跡は鯉沼の東湖畔に位置するが、沼の構築の方が新しいことから、当時は西側に湧水点掛矢清水からの流水が流れる低地と、東側に湧水点男井戸からの流路を持つ低地となり、その合流する先端に半島状に突きだした微高地上に位置する。先端部には南北約100mを分割した屋敷地があり、西側に堀で区画された部分を持っている。また、南端部には一辺約36m規模で区画された張出部分(南堀内部分)があり、個別の屋敷の様相を示している。時期は出土遺物から14世紀後半から16世紀代と比定される。

建物は南堀内部分で22棟、北堀内部分で1棟、堀外部で12棟が存在する。建物は主軸方位の違いによって3つに分類され、南堀内部分での建物の柱穴同志の新旧関係を根拠に、第1類から第3類への変遷順位が確定された。更に各分類では、重複関係と位置関係に、桁行平均柱間の検討を加味することで、第1類でA・B群、第2類はA・B群ほか、第3類はA～C群ほかに細分がなされ、ほぼ変遷順位に従って分類されている。堀外部では最終段階で、ほぼ屋敷が全面に広がる状況となる。

屋敷堀内部分の建物配置と形態的な特徴

第1類A・B群では主屋を囲んで付属建物がコの字形に配置される。第2類では主屋の規模は変わらないもの

の、建物数が減りコの字形の配置ではなくなる。更に第3類A群では南堀内部分を南北に分割する様相が現れ、また建物が徐々に西側に寄り始める。C群段階では、建物群の中心が未調査で残る堀内部分西側に展開することを想定させるようになる。

建物形態では主屋の構造として、北側に庇を持つ南北棟が多い点を挙げることができる。これは大きさを微妙に変えながら、第1群B群から第3類A群段階まで4段階に涉って継続するのである。なお、第2類A・B群は主屋が2棟で、2時期の可能性が高い。

屋敷堀外部分の建物配置と形態的な特徴

堀外部分の屋敷区画配置が鮮明となるのは、第3類C群段階である。屋敷区画は約100mの一町区画域を三分割していく方法を基本としており、最小は1/9町区画から1/6・2/9・1/3町の大きさを確認できる。

2/9町区画にある24号建物の面積は47.67m²を持つ。第3類C群では最大の面積で、堀内・外部を比較して建物規模の逆転現象を起こしている。第3類ほかに属する

21号建物は3×3間構造で、桁行平均柱間～9尺を使用するなど特異で、周辺の出土遺物なども加味して江戸期に下る建物と判断している。

桁行平均柱間の様相

第1類A群4棟は全て～6.5尺で、続く第1類B群7棟では全て～7.5尺に変更される。次いで第2類A群3棟は～7尺を使用。更に第2類B群2棟は～8尺を使う。第3類A群4棟では再び～6.5尺となり(1号建物の数値もほぼ6.5尺である)、第3類B群4棟で更に～8尺を復活させ(6号建物の数値は8尺に近い)、第3類C群では～7.5尺3棟となる(4号建物も数値的には～7.5尺建物群に近い)。この屋敷群では時期毎に明確に基準寸法を選別している様相を捉えることができる。

(6)元総社西川遺跡(所在地 前橋市元総社町 図8・表2)

遺跡の概要

遺跡は榛名山南麓に広がる相馬が原扇状地の末端に位



図6 波志江西屋敷遺跡建物分布図 (1:400)

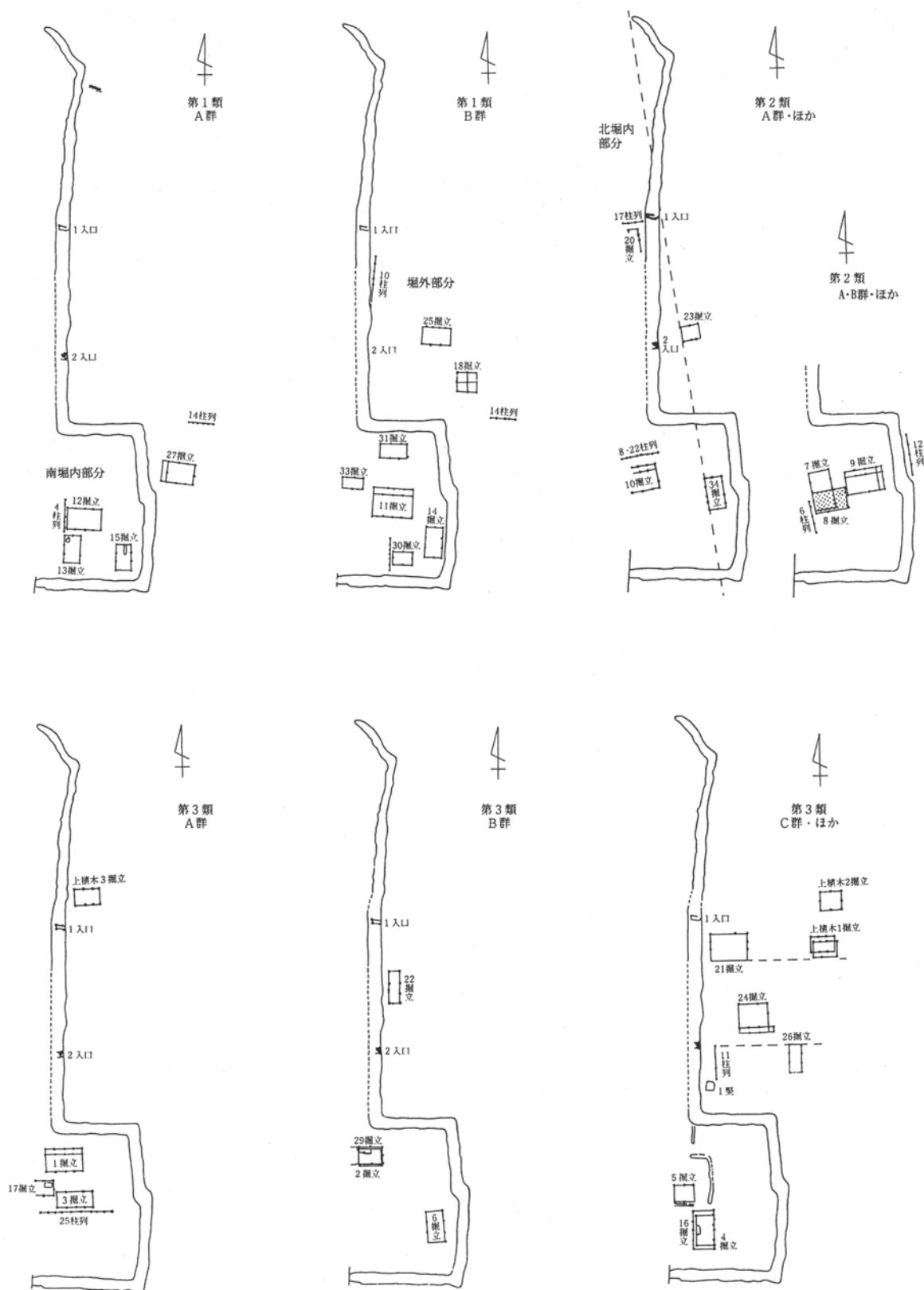


図7 下植木町田遺跡建物変遷図

置し、染谷川南岸の微高地上にある。川を挟んだ北岸には上野国分僧寺があり、その参道に面する地域に比定されている。中世においては国衙周辺地域に当たる。屋敷はL字形に屈曲する南北長15m以上の8号溝と、東西15m以上の7号溝を挟んで、南北に1か所ずつ存在する(7号溝北・南屋敷と呼ぶ)。調査範囲の関係で屋敷の規模は明確でない。時期は区画溝出土遺物から14~15世紀に比定される。なお、西側約20mには同時期の大溝が北西~南東軸で走向して、方位的に関連性が窺える。大溝は上幅7~14m、下幅4~6m、深さ2mと巨大だが、水路と決定づける証拠に乏しい。

建物分類と変遷案の変更

建物は7号溝北屋敷で6棟、7号溝南屋敷で12棟ある。報告書段階では、主軸方位の違いから1~4類の4時期に分類を行った。しかし、今時改めて見直してみると、1つの分類の数値幅が3°程度あるのに、1°の違いで別分類としていたので、10号建物を2類に改めた。また、この際方位も一部再計測し、1・19号建物の方位を修正した。なお、主軸方位による分類の付番順位を、変遷順位に合わせて逆転させていたので、3類と4類の数値を方位による付番順位に改めた。したがって、見かけ上で報告書記載と変遷順位が入れ替わるが、実態は同じである。また、同じ分類内で主屋が重複して時期が分かれるときは、a・bに細分することに改めた。特に1号建物は調査時から気がかりな建物であったが、この際1類aとして独立させた⁵⁾。

7号溝南北の屋敷で、ともに同じ分類を適応することができた。7号溝南屋敷では建物の重複が激しく、9号溝以東は主屋建物の重複だけで5時期、更に9号溝以西だけの3類bが2時期、計7時期に変遷すると考えている。計測表は変遷順に並べてあるので、ここでは特に記さない。根拠は建物配置と建物形態によるので、次項で詳しく述べる。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

7号溝北屋敷の範囲はほぼ変化しないが、7号溝南屋敷では建物の配置が9号溝の東だけと、東西の時期で画期があるだろう。3類a・b段階も7号溝と17号柱穴列による区画が形成される点で変革期である。なお、9号溝も浅く幅広だが、区画溝に位置づけて良いだろう。

建物群の変遷上、9号溝東側の主屋の重複が判断材料となる。主屋は、概ね東西棟で規模も近似する。画期は4類12号建物と3類a群11号建物の時期で、主軸が東へ傾きを強め、これが7号溝の方位と重なる。変遷は1・2類と3・4類の2つのグループで推移することが濃厚となる。

建物規模の継続に注目すると、以下の系統が辿れる。

①1号建物→2号建物→13号建物→(15号建物)

桁行(4.5m)→7m→6.2m→4m以上

梁間3.6m→3.5m→3.1m→3.1m

面積(16m²)→25m²→19m²→不明

桁行平均柱間7.6尺前後→6.7尺

②12号建物→11号建物：桁行8m→6.1m

梁間3.6m→2.7m：面積29m²→16m²

桁行平均柱間6.7尺

③14号建物→10号建物：桁行3.5m→3.6m

梁間3.1m→2.9m：面積3.5m²→3.6m²

桁行平均柱間 5.8尺

前述した1・2類と3・4類の違いがここでも現れる。

根拠として十分ではないが、1・2類→3・4類の変遷を想定する。建物規模の継続が桁材などの再利用とも関わると考え、変遷順位とした。7号溝南屋敷は、各時期2棟ほどの建物構成で変遷する。主屋は東西棟が多い。1類の北限は16・25号柱穴列を結ぶ線であり、西限も25号柱穴列の西端であろう。屋敷の範囲は各時期を通じて、ほぼこの範囲内で推移する。9号溝の西側の建物は、18・19・28号建物とともに梁間2間建物で、7号溝南屋敷では少数例である。数値的にも9号溝東側建物とは違いがあり、系統の違いを感じさせる。

7号溝北屋敷建物の変遷も7号溝南屋敷に準じている。建物の面積では、8・9号建物が格別に大きい。両建物の身舎部分の規模はほぼ等しいが、8号建物には東・南面に約1.5m(約5尺)の庇が付き、北は0.8m(約2.5尺)の縁を付けてそのまま西の9号建物への渡りとなっていたと考える。屋敷の南限は10m程離れた柱穴列(遺構名なし)であろう。この南限ラインの西方延長線上は、8号溝の土橋状の張り出しに接続する。この部分に通路があり、南・北屋敷を結んでいた可能性が高い。

桁行平均柱間の様相

屋敷の基準寸法としては、7号溝南北屋敷とも当初~8尺~7.5尺で、その後~7尺へと推移している。また、付属建物では~6尺~6.5尺を併行して使用している。この屋敷では、基準寸法が1回程度切り替わっていることが窺える。

4. 屋敷的な城郭遺跡における建物群の様相

(1) 下鎌田遺跡(所在地 富岡市馬山 図10・表3)

遺跡の概要

遺跡は鏑川に向かって迫り出した痩せ尾根の先端を、堀切と横堀で城郭化する(堀の内)とともに、土橋から延びる中軸線(通路)に沿って両側に建物(堀の外)が並ぶ。堀の内では一部重複して建物9棟が整然と建ち並び、屋敷的な空間を形成している。出土遺物は少ないが、時期は15世紀以降から16世紀末までの1時期とされる。堀の外では建物が軒を並べて16棟あり、通路を挟んで西側に11棟、東側に5棟が整然と並んでいる。建物の重複も出土遺物もないことから、報告者は「生活痕跡を残さ

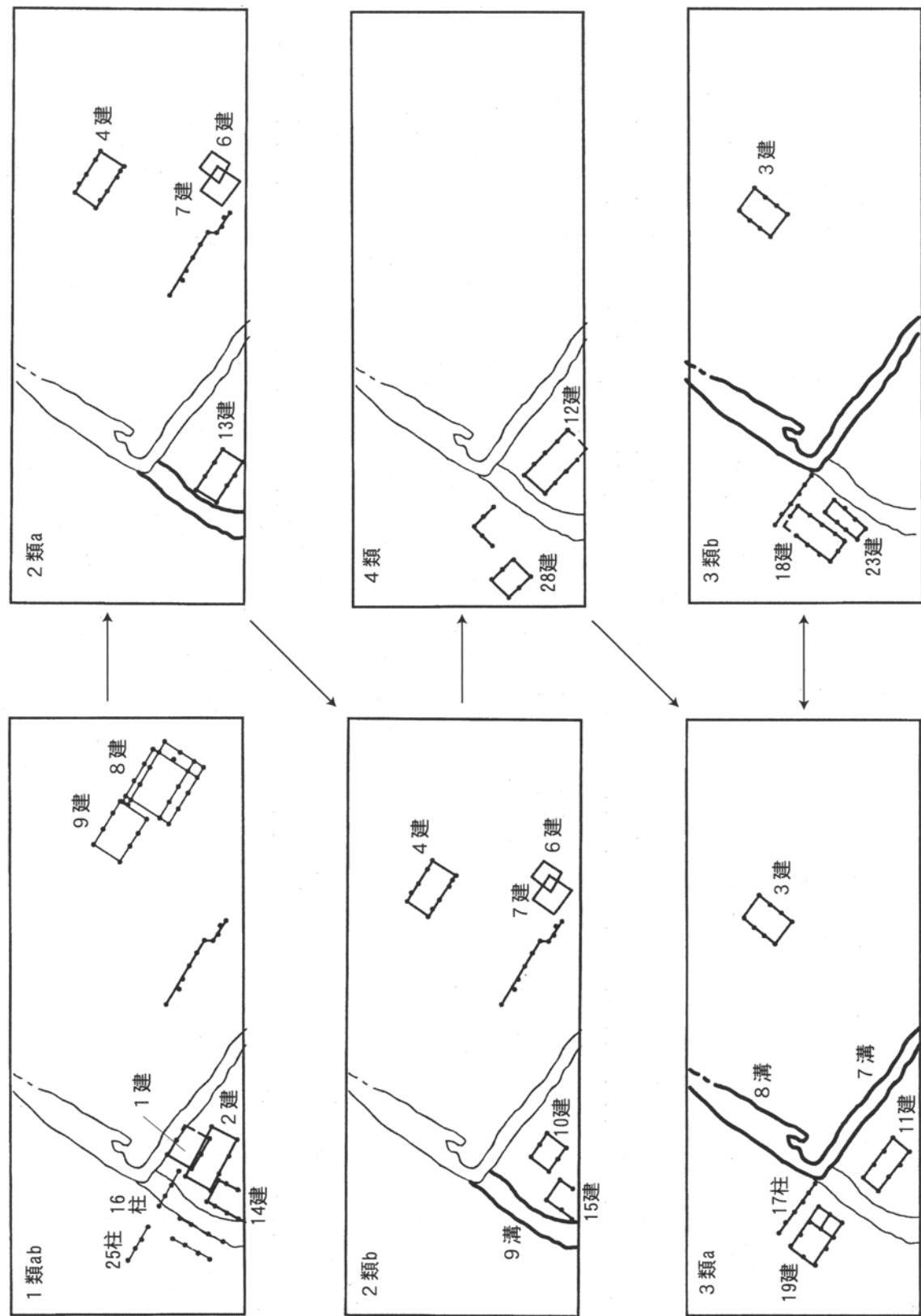


図8 元総社西川遺跡建物変遷図

ない遺構」と性格付けしている。筆者は以前、報告書の掲載図から別に検討を行ったことがある(飯森2004c)。

屋敷建物群の配置・変遷と形態的な特徴

堀の内では6号建物が主屋で、面積は67.31m²とやや大きい。付属建物の重複から概ね2時期の変遷が想定される。また付属建物の桁行平均柱間が、~6.5尺から~8尺および~7尺に推移しており、主屋を踏襲しながら付属建物が付加されて、最終的に8棟で構成される建物群となったと考える。付属建物の変遷順位は未確定。建物群の配置は主屋を中心と配置され、1号建物を境に南北で内と外の空間分割を行っている様相を示す。1号建物はちょうど中門廊のような位置関係にある。堀の内配置は城郭ではあるが、城主の政治的な機能も含んだ屋敷的な配置であると考える。

堀の外の建物を、僅差であるが主軸方位によってA～D類の4つに分類してみた。分類ごとに分布位置がほぼ分かれるため、一部時期差を含みつつも、地形上の制約による違いと考える。桁行平均柱間は堀の内建物と同じ傾向にあるため、当初の建物群6棟を抽出した。ただし、19号建物の面積は、堀の外建物群中最大であり中央に位置する。これは異例な建物と考えて、桁行平均柱間~9尺ながら一応当初段階に含めた。A類2・B類2・C類2建物群の桁行平均柱間は、堀の内建物群の数値と個々に対応する内容を持っており、堀の内の時期変遷に合わせて推移したのだろう。堀の外建物群は当初一定の距離をおいて点在し、その後間を埋める形で軒を連ねる配置になったものと考える。報告書では短期間の遺構と想定されているが、元来遺物の少ない本県の状況では、存続時期を長く見ることも可能である。

桁行平均柱間の様相

堀の内では~6.5尺の基準寸法を使用して当初の建物が作られ、その後~8尺を使用した付属建物の建て替えと、~7尺および~5.5尺を使用した付属建物追加を見ることができる。この傾向は堀の外も同じである。

(2) 奥田道下遺跡(所在地 吾妻郡東村大字奥田 図9・表3)

遺跡の概要と変遷

遺跡は吾妻川南岸の段丘上の崖端に位置する。戦国時代の城郭「稻城」として、地元伝承されていた。出土遺物は少なく、伝承によるしかない。崖側で発見された東西約31m規模でコの字状にめぐる堀は、城の主郭を区画したものと見られるが、内部は経年変化により大部分が崩落消滅していた。

このため、建物6棟はすべて堀の外に位置する。建物は規模から主屋である1・2号建物とほかの4棟に分けられる。建物の主軸方位でも、僅差ではあるが、やはり1・2号建物とほかの4棟で分けられた。更に1・2・

6号建物は重複し、少なくとも3時期の変遷となる。1・2号建物で各1時期、ほかの4棟で1時期以上と考えている。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

1・2号建物では柱穴の新旧関係から、2号建物が後出である。両者は南北棟と東西棟の違いはあるが、面積はほぼ等しく、構造もともに1×3間を採る。主郭を囲む2号堀の中央部土橋に、建物東壁を合わせた配置なっている。

1・2号建物との新旧関係は不明だが、6号建物は位置的に1・2号建物に対比される存在であり、質的な違いも窺える。構造的に貧弱で、主郭の土橋から延びる中軸線を軽微ではあるが遮断する。壁面から延びる塀など遮断を意識している面もある。

桁行平均柱間の様相

桁行平均柱間は1号建物から2号建物へ、~7.5尺から~8.5尺へと推移する。他の4棟中3棟は1×1間で構造的な判断が難しい。今回報告書段階とは違って、桁と梁の向きを逆に見た数値を充てることにした。数値を見ると、恣意的ではあるが1・2号建物の変遷に一部対応してくる。この城外郭の基準寸法は、~7.5尺から~8.5尺へと推移している。今回の検討は屋敷内部であり、次章以降では参考資料としてのみ扱う。

5. 調査事例から見た基準寸法の検討

(1) 桁行平均柱間による屋敷内部の類型化

屋敷遺構6遺跡と、城郭遺構2遺跡の少数事例による総括となるが、3つの類型に分類することができる。

①下植木壱町田類型

下植木壱町田遺跡を基準とする。主屋を中心とした複数の建物群が、付属建物も含めて全体として同じ桁行平均柱間を使いながら変遷する形態。桁行平均柱間数値の動向は、増加・減少という一定の方向性を持たない。

②波志江中屋敷類型

波志江中屋敷遺跡を基準として、荒砥諏訪西遺跡・波志江西屋敷遺跡・元総社西川遺跡が含まれる。主屋の桁行平均柱間の推移とは別に、付属建物の桁行平均柱間が存在する形態。

③荒砥宮田類型

荒砥宮田遺跡を基準として、下鎌田遺跡が含まれる。主屋を中心とした複数の建物群が、全体として同じ桁行平均柱間で存在するが、屋敷機能に影響を及ぼす程度に、別の桁行平均柱間を使う単数および複数棟の付属建物が、位置的にも後から追加された様相を持つ。両者の桁行平均柱間の関係は、大きくなるか小さくなるかによって、状況の違いがあるように思える。

以上の3つによって類型が網羅された確信はないが、基準寸法が存在する屋敷はほぼこれらに該当すると推測

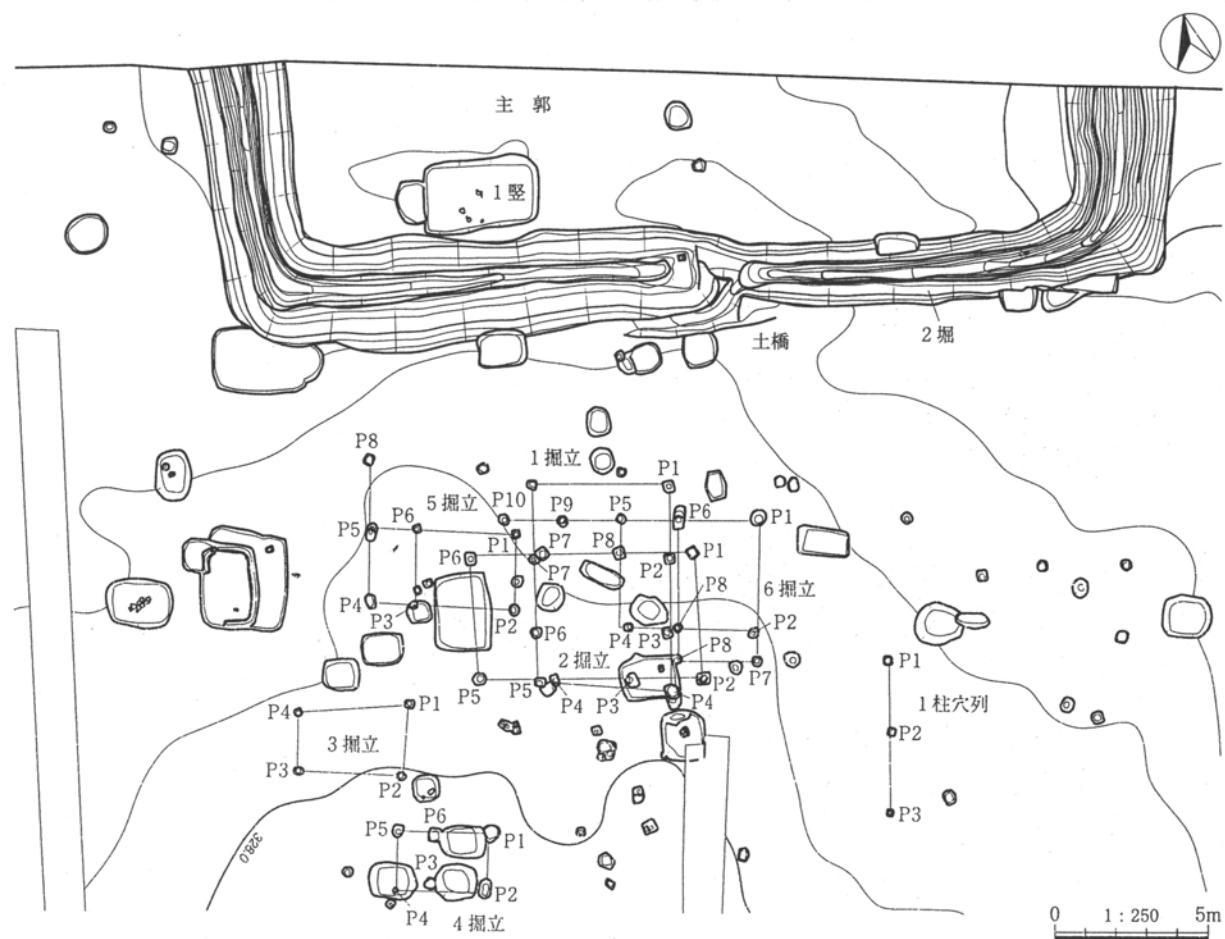


図9 奥田道下遺跡遺構分布図

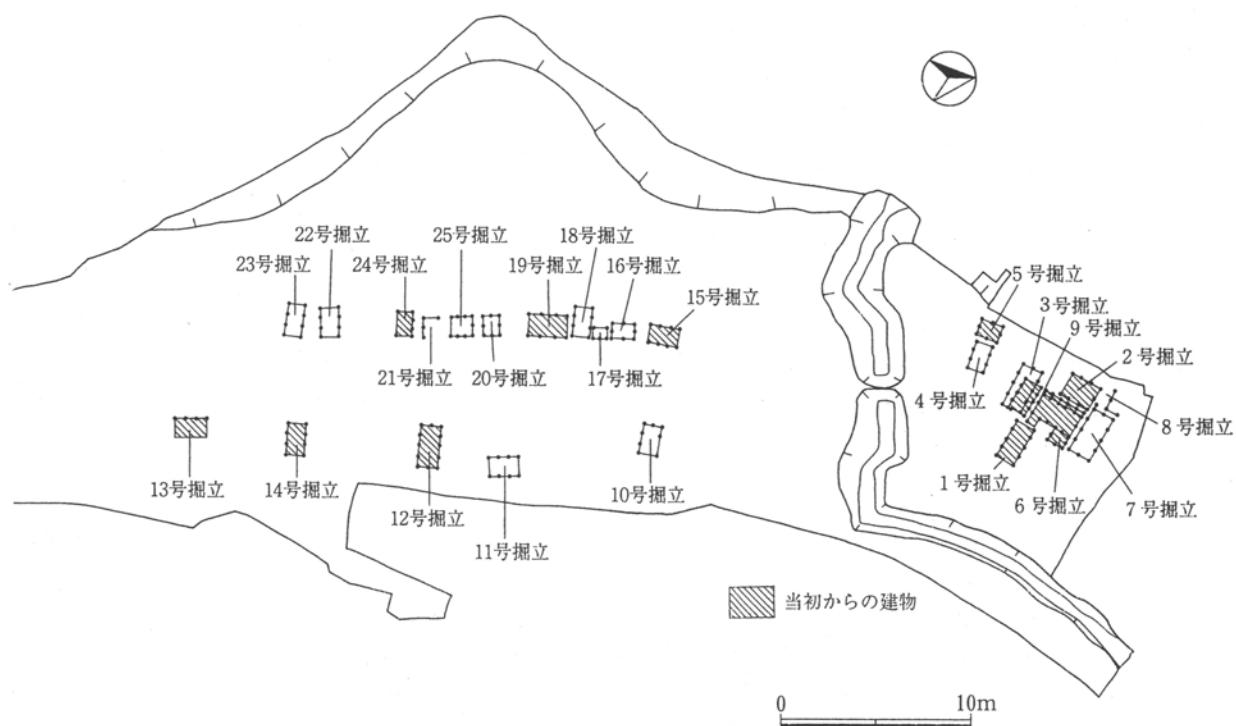


図10 下鎌田遺跡建物分布図 (1:400)

する。乱暴な言い方だが、①と②・③の類型の違いは、純度の高いものと混じりものが多いものの違いに過ぎない。建物の基準寸法を考えるには、純度の高いものをまず扱う方が良い。そして、純度の違いである以上、混ざりものを取り除いた基本部分では②・③類型にも通じる分析結果があると考える。

(2) 下植木壱町田類型の分析 (図7・表2)

下植木壱町田類型は、複数の建物群が全体として同じ桁行平均柱間を使いながら変遷する形態である。下植木壱町田遺跡では、柱穴同志の新旧関係を軸に建物変遷を想定しており、基準寸法の推移として確実性が高い。基準寸法の選択は単純で明確に見えるが、統一性を維持する体制はどのように機能しているのか。物理的でなく精神的に厳守できてこそ、基準寸法として地域を越え普遍的な数値となりうるだろうが、果たしてそうなのか。

- 1類A群から主屋数値の変化を見る(数値は概数)。
- ①12号建物：桁行4間7.5m・梁間4.8m・面積36m²・桁行平均柱間1.9m
 - ②11号建物：桁行4間8.7m・梁間5.0m・面積56m²・桁行平均柱間2.2m
 - ③7号建物：桁行4間8.4m・梁間4.6m・面積39m²・桁行平均柱間2.1m
 - ④10号建物：桁行3間6.2m以上・梁間4.3m・面積不明・桁行平均柱間2.1m
 - ⑤8号建物：桁行3間7.2m・梁間4.6m・面積35m²・桁行平均柱間2.4m
 - ⑥9号建物：桁行3間7.0m・梁間4.0m・面積41m²・桁行平均柱間2.3m(⑦と変遷順位入れ替え可能)
 - ⑦34号建物：桁行4間7.1m・梁間3.9m・面積30m²・桁行平均柱間1.8m
 - ⑧1号建物：桁行4間7.9m・梁間3.7m・面積40m²・桁行平均柱間2.0m²
 - ⑨6号建物：桁行3間7.1m・梁間3.8m・面積29m²・桁行平均柱間2.4m
 - ⑩4号建物：桁行3間6.9m・梁間4.0m・面積32m²・桁行平均柱間2.3m
 - ⑪16号建物：桁行4間8.9m・梁間5.1m・面積45m²・桁行平均柱間2.2m

以上から画期を抽出する。①と②では数値に全く継続性がない。⑤で桁行平均柱間が大きくなるが、桁行3間に変わる。⑦で桁行平均柱間が小さくなるが、桁行4間に戻る。⑧で桁行平均柱間が大きくなるが、同じ桁行4間でも桁行は長くなり、⑦との継続性はない。⑨で桁行平均柱間が大きくなるが、桁行3間に変わる。⑪で桁行平均柱間が小さくなるが、桁行4間で桁行も長くなり、⑩との継続性はない。なお、画期としなかった段階では、建物規格の継続性を保ちながら、徐々に数値が小さく

なっていく。

ここで明らかとなるのは、桁行平均柱間が~8尺・~8.5尺と大きくなるのは画期ではなく、桁行はそのまで柱数を1本減らしたに過ぎないことである。一部では柱を1本加え直したため、桁行平均柱間が小さくなっている。つまり、②から⑦までの6段階に涉って、同じ桁行を使う。言い換えれば、同じ桁材を再利用していると見なすしかないのだ。更に⑧から⑩までの3段階も、全く同じような様相である。真の画期は①→②、⑦→⑧、⑩→⑪の3時期しかない。しかも、この画期というのも古材をそのまま使わなかっただけのことを捉えたに過ぎないのかもしれない。

付属建物の方の変化を見ると、1類A群には2棟、1類B群には4棟の付属建物がある。必然的に2棟は継続性がない。数値から14号建物が、継続性のない付属建物であることがわかる。残る3棟は、すべて1類A群2棟から再利用できる。つまり、2棟が継続で、1棟は1類B群内で建て替えることも可能である。2類では5段階に涉って付属建物がない。これも画期である。3類はやはり画期で、付属建物が2棟伴うようになる。

①3号建物→29号建物→4号建物：桁行4間7.8m→2間4.8m以上→3間6.8m：桁行平均柱間1.9m→2.4m→2.3m：面積28m²→不明→32m²。

未調査分を推測すれば、29号建物の段階で桁行3間に切り替わり、桁行平均柱間が大きくなつたはずである。

②17号建物→2号建物→5号建物：桁行2間3.8m以上→2間5.0m→2間4.3m：桁行平均柱間1.9m→2.5m→2.1m：面積不明→19m²→16m²

未調査分を推測すれば、17号建物の段階は桁行3間で、次ぎに桁行2間に切り替わったために、桁行平均柱間が大きくなつたはずである。

付属建物なのだから規則どおりでなくともいいと思っていたが、予測に反して主屋と全く同じように、桁材を再利用しているようだ。筆者は初めて下植木壱町田遺跡の桁行平均柱間の変遷に気づいたとき、「変遷の都度数値を大きく変えるのは、新しい材料を使って、主屋も付属屋も建て替えてるのか」と驚き、「この屋敷程度であり得るのだろうか」と疑ってきた。やはり、そんなはずはなかった。下植木壱町田遺跡の内部建物は、エコロジーに徹した建て替えをしていたのである。

ところで、この屋敷の基準寸法が材料の再利用に左右されているのだから、その影響下にないのは画期の建物である。つまり1類A群、1類B群、3類A群、3類C群16号建物である。桁行平均柱間を詳しく見る。

- ①1類A群3棟で、1.875~1.967m、数値幅9.7cm、平均1.917m約6.3尺。
- ②1類B群5棟で、2.175~2.26m、数値幅8.5cm、平均2.214m約7.3尺。

③3類A群3棟で、1.93～1.98m、数値幅5cm、平均1.953m約6.4尺。

④3類c群16号建物：2.215m約7.3尺

2通りの数字がなぜか交互に使われる。なお、主屋と付属建物を別々に計算すると、桁行平均柱間に微妙な違いが生じる。これは誤差の範囲であろう（表4参照）。

（3）波志江中屋敷類型の分析

波志江中屋敷類型は、主屋の桁行平均柱間とは別に、付属建物の桁行平均柱間が並存して使用されている形態を指す。基準とする波志江中屋敷遺跡から扱う（図5・表1）。B群の主屋5棟は、桁行の継続性がずっと保たれ、当初は桁行平均柱間2.180約7.2尺が使用される。続くA群が画期であり、桁行5間の出現とともに桁行平均柱間2.230m約7.4尺が使用される。なお、A群では付属建物がなくなる。これも画期としての性格を窺わせる。

問題は付属建物の数値である。B1群段階から付属建物4棟は桁行の継続性がある。当初の基準寸法は1.84m約6.0尺。次ぎに継続しないB4'群24号建物の基準寸法は、1.75m約5.8尺である。なお、B1'群15号建物は、主屋に連結させる意図で追加され、基準寸法は1.974m約6.5尺を使用する。この際の主屋の基準寸法は、2.133m約7尺である。この屋敷も下植木壱町田遺跡と同様、桁材などを転用していた屋敷と言える。両者の違いは、付属建物に主屋とは別の基準寸法を採用したかどうかにある。

次ぎに荒砥諏訪西遺跡を見る（図4・表1）。a群の主屋の変遷はすべて連続性で説明できる。特に桁行平均柱間が拡大する局面も、柱数の減少で処理できる。a群主屋の基準寸法は、2.003m約6.6尺となる。付属建物は少なく、a群では2時期しかない。a1群1号建物は主屋2号建物と連結させた追加建物と見られ、桁行平均柱間は2.51m約8.3尺で極端に大きい。また、小規模な付属建物であるa2群8号建物は、柱数が多い点を考慮して計算した結果だが、主屋と同じ桁行平均柱間を使う。

B群段階は屋敷が南北に分割され、建物形態も画期を迎える。主屋の桁行平均柱間は1.731・1.746m、平均1.739m約5.7尺を使用する。付属建物は1棟で桁行平均柱間1.35m約4.5尺を使用する。主屋建物の形態的な変化なども考慮すれば、この段階の画期は著しく、一概にA群から連続する建物群とは見なし難い。

波志江西屋敷遺跡を見る（図6・表2）。変遷順位は不明としていた。改めて桁行の継続性から見ると、主屋15号建物→16号建物、付属建物1号建物か17号建物→14号建物の関係で、1類→2類の変遷と結論される。

1類は当初3棟で、桁行平均柱間2.213～2.29m、数値幅7.7cm、平均2.253m約7.4尺。追加された2号建物は桁行平均柱間1.598m約5.3尺である。なお、2類の追加建

物13号建物は付属建物として継続性がないもので、桁行平均柱間1.973m約6.5尺で追加されている。

最後に元総社西川遺跡を見る（図8・表2）。7号溝南屋敷がこれに当たる。主屋は当初から4時期に連続性があり、桁行平均柱間2.25m約7.4尺を使う。次いで5時期めの4類段階に画期があり、桁行4間で桁行平均柱間2.005m約6.6尺を使用する。なお、7号溝北屋敷の主屋では基準寸法約7.8尺が使用され、7号溝南屋敷の1類b段階の数値と同じことも注目される。

付属建物の場合は、調査範囲の関係もあり、少し分かりにくい。当初は存在しないが、1類b段階で出現し、おそらく2類a段階は調査区外にあって、2類b段階まで続いたのだろう。数値では1類b段階が桁行3間であったと想像できる。桁行平均柱間は1.73m約5.7尺である。次の画期4類段階の付属建物は、桁行平均柱間1.965m約6.5尺で、主屋の桁行平均柱間2.005m約6.6尺と変わらない。位置を見ると離れていて、それまでの建物敷地からはみ出している。次の段階以降、この9号溝以西の建物が大きくなっていく状況を考慮すれば、ここで見た画期とは9号溝を挟んで屋敷が分化し、2棟の主屋が生じたことを意味すると考える。

（4）荒砥宮田類型の分析

荒砥宮田類型は、主屋を中心とした複数の建物群が、全体として同じ桁行平均柱間で存在するが、屋敷機能に影響を及ぼす程度に、別の桁行平均柱間を使う単数および複数棟の付属建物が、位置的にも後から追加された様相を持つ。荒砥宮田遺跡を見る（図2・表1）。

構内部c群は当初建物群5棟で、桁行平均柱間1.820～1.993m、数値幅17.3cm、平均1.914m約6.3尺。やや数値幅が広いことが気になる。後で検討するとして、追加された建物を見る。建物群4棟で、桁行平均柱間1.730～1.788m、数値幅5.8cm、平均1.769m約5.8尺。数字の統一性が高い。当初建物や区画溝との位置関係も考慮すれば、一括して追加された建物群として妥当なものと考える。

再度、当初建物群を見る。主屋11号建物と13号建物は似ている。後者は重複で全体規模は不明だが、同じ東西棟で位置的にも近い関係にある。数値を比べる（数値は概数）。

13号建物：桁行2間3.5m以上・梁間3.3m・面積不明・
桁行平均柱間1.9m
→11号建物：桁行3間5.5m・梁間4.8m・面積41m²・
桁行平均柱間1.8m

13号建物の数値を補って、3間5.4mとすれば更に数値は近似する。おそらく主屋はこの順位で建て替えられたのだろう。残る付属建物でも、14号建物→9号建物→10号建物の順位で、建物規格の継続性がある。14号建物は

やや躊躇するが、後ろ2棟は建て替えて良いだろう。したがって、当初建物群は2または3棟で構成され、一度建て替えを経て、追加建物群4棟が加わったのではないか。基準寸法は当初3棟では1.92~1.993m、数値幅7.3cm、平均1.964m約6.5尺。または当初2棟で、1.92・1.98m、数値幅6cm、平均1.95m約6.4尺となる(主屋と付属建物別で若干違う)。その後、約5.8尺を使用した付属建物群が追加されたと考えるのである。

次ぎに下鎌田遺跡を見る(図10・表3)。

当初建物群5棟で、桁行平均柱間1.833~1.917m、数値幅8.4cm、平均1.876m約6.2尺。

追加された建物で注目されるのは、3号建物である。これは当初の9号建物を建て替えたものである。数値は以下のとおり(数字は概数)。

9号建物：桁行3間5.8m・梁間4.0m・面積27m²、桁行平均柱間1.9m

→3号建物：桁行4間9.5m・梁間4.3m・面積40m²、桁行平均柱間2.4m

両者の建物には、規格的な継続性が全くない。位置だけが踏襲されているに過ぎない。屋敷内で何らかの事情で規模拡大が必要となり、面積を1.5倍に増やしたものと捉える。おそらく、機能的な位置付けは変わらず、機能を上昇させたものだろう。

続いて形態の似る7号建物を見る(数字は概数)。

→7号建物：桁行4間8.2m・梁間4.0m・面積34m²・桁行平均柱間2.1m

明らかに3号建物の規格の延長線上にある。つまり、桁材などを再利用して作られた可能性が高い。9号建物に続いて3号建物も廃され、7号建物が建てられたのだろう。残る4号建物も5号建物の建て替えから、8号建物に変わっていくのかもしれない(数値は微妙に連続しない)。この事例は付属建物の建て替えのみが続いて、一見付属建物が追加されたように見えていた可能性がある。基準寸法では当初約6.2尺があり、その後約7.9尺で付属建物が建て替えられたと捉えられる。

以上2遺跡を見てきたが、この類型に想定される内容に対しては、好例でないかもしれない。しかし、荒砥宮田遺跡では、付属建物群の追加以前に主屋の建て替えも想定され、主屋に連結させた付属建物も見ることができた。この類型は、屋敷機能に影響を及ぼすという点で、あらかじめ屋敷機能を高く設定した側面があり、多様な変化を見越した設定となっている。

(5)桁行平均柱間検討法の再整理

総括的な検討をする前に、再度桁行平均柱間が持つ問題点を整理確認する。これまでの検討で基準寸法として導かれた数値は、すでに桁行平均柱間が持つ特徴によって分類手続きを経ている。しかも、その作業は結果とし

て基準寸法ではなく、建物自体の問題に関わっていた。数値の継続性を捉えるとき、建物全体の規格と基準寸法の継続性がある。しかし、建物材料が物理的に再使用された場合には、基準寸法の違いに関係なく、結果的に建物全体の規格は継続する。一方、基準寸法が同じ場合、建物全体の規格に関係なく、使用される側面では、必ず同じ数値として表れるはずである。この違いを克服するためには、扱う場面を変えなければならなくなる。どちらが優先されているか。検討の余地もなく、建物材料の再使用であろう。目前に再使用可能な材料があるとき、基準寸法上の不足を理由に、目前の材料を廃棄して別の材料を調達するなど、余程の余裕がなければ起こらない。現実的ではない。もちろん、材料が再使用可能かどうかは、材料の品質の善し悪しであって、長さが1・2尺短いかによるものでもない。したがって、建物の分析を行う前提として、継続するものと継続しないもの(画期)を選別することから始めなければならなかった。その作業の結果として、導かれた遺跡ごとの基準寸法があり、その後用意された場面でも、同じか違うかという2つの局面が現れることとなるのである。

この見直しを具体化してみる。前述しておいた桁行平均柱間が内包する問題を再評価してみる。

変更前の検討要素

- a 相対的な時期差を示す
- b 地域差・所有別を示す
- c 機能差を示す
- d 桁材の再利用など建物材料の物理的な継続性を示す
- e 規格性を持った建築材料の流通品使用の有無を示す
- f 建築設計施工者の違いを示す

以上では異次元の場面が同席しているので、それをまず分けなければならない。

第1段階：建物の継続性と画期を選別する。

dを扱うが、むしろ桁行平均柱間は建物材料の継続性を選別する能力がない。継続性を持つ建物そのものが、桁行平均柱間の多様性を作っているに過ぎない。言い換えば、桁行平均柱間が持つ数値的なばらつきの多くは、この再利用によって便宜的に生み出された見かけ上の多様さである。建物の継続性は、建物の規模や形態、相互の新旧関係や位置関係などから、総合的に判断されるものである。具体的な方法として、主屋という限定された建物に着目して、規模の継続性を桁行の減少方向で判断することとした。もちろん、桁材も継ぐことで長くできる。しかし継いだときに、長さは基準寸法によって再編成される。仮に、この場面でも材料が再利用であったとしても、単に桁行を詰めていくという段階から標準点に立ち返った点で、画期であることに変わりはない。マイナーチェンジかフルモデルチェンジかの違いである。しかし、数時期にも涉って同じ材料を使ってきて、いざ建

物をフルモデルチェンジするのに、規格性を損なった寄せ集めの材料を使うだろうか。この場面で継続しないことが画期であり、ここで現れた数値に色々な局面が含まれるのである。

第2段階：画期の数値が、別の画期と同じか違うかを見分ける。機能別に見る。

aを扱う場合、時期差を見つけるのではなく、建て替えのような新旧関係や、形態的な特徴や位置関係などから判断した時期差によって、当初建物と追加建物、連結された建物を見分け、それぞれの数値を集める。

cを扱う場合、機能差を見るのではなく、機能別に見るのである。主屋か付属建物かで違うのか、同じなのか。結果として機能差を見ることではある。

第3段階：数値の異同を総合判断する。複数事例との比較検討によって、その異同が生じた要因を検討する。

- a 絶対的な時間差を見つける。
- b 地域差か所有差かを見分ける。
- c 屋敷の性格差を見分ける。

第4段階：第3段階で分類された数値の異同が、なぜ起こるのか検討する。

- b 経済的な問題
- e 材料などの流通上の問題
- f 施工者の技能的な問題

以上、検討法は適用可能かどうかという段階的な違いに左右される。今回は事例数の問題もあり、第3段階以降が厳しい。第4段階は無意味な検討段階である。

(6) 衍行平均柱間の総括的な様相（表4）

主屋の基準寸法（衍行平均柱間）を、遺跡ごとに再確認する。下植木壱町田遺跡（類型）では、主屋・付属建物の別なく、約6.3尺→約7.3尺→約6.4尺→約7.3尺と推移していた（両者を別に計算すると若干差は生じる）。

波志江中屋敷類型では、波志江中屋敷遺跡主屋の基準

寸法として、約7.2尺→約7.4尺が5時期を隔てて使用される。付属建物の基準寸法として、約6.0尺→約5.8尺が使用される。特に主屋に連結させる追加建物では、約6.5尺を見ることがある。荒砥諏訪西遺跡主屋の基準寸法としては約6.6尺が使用され、追加された付属建物でもほぼ同じ寸法が使われる。また、主屋に連結させる追加建物では、約8.3尺という広い尺度が使われることとなる。更に画期となる屋敷分割後の主屋では、約5.8尺という狭い尺度が使用され、付属建物も約4.5尺という狭さを持つ。これらは建物形態に大きな変化があり、分割以前の屋敷建物とは一概に比較できない。波志江西屋敷遺跡では当初建物が約7.4尺で、約5.3尺の付属建物が追加され、その後約6.5尺の付属建物を加えた例もある。元総社西川遺跡7号溝南屋敷の主屋の基準寸法では、約7.4尺→約6.6尺が4時期を隔てて使用される。付属建物の基準寸法は約5.7尺が使用される。なお、7号溝北屋敷の主屋では約7.8尺が基準寸法として使われている。

荒砥宮田類型では、荒砥宮田遺跡の基準寸法として当初建物群が約6.4尺か6.5尺で、約5.8尺の付属建物群が追加される。下鎌田遺跡の基準寸法は、当初建物群が約6.2尺で、約7.9尺で付属建物が建て替えられる。

検討は第2段階からとなる。下植木壱町田遺跡では基準寸法が、約1尺ずつの増減で3度推移している。主屋と付属建物の違いとして、下植木壱町田遺跡・下鎌田遺跡では主屋と付属建物の違いはない。荒砥宮田遺跡も誤差の範囲である。波志江中屋敷では主屋に対して付属建物が約1.2尺・1.4尺小さく、それぞれの数値は画期でも誤差の範囲である。荒砥諏訪西遺跡では分割前の屋敷が同じで、分割後に約1.3尺の差となる。波志江西屋敷遺跡の付属建物は、主屋と約2尺その後1尺の差で推移している。元総社西川遺跡では、付属建物出現時の主屋との間に約2.1尺の差が生じている。また、荒砥宮田類型特有の数値だが、荒砥宮田遺跡で付加された建物群の数値は、

表4 基準寸法整理表

単位：尺

類型名	遺跡名	主屋基準寸法	付属建物基準寸法	追加建物基準寸法		
				複数棟付加	建替建物	連結用建物
下植木壱町田類型	下植木壱町田遺跡	6.2→7.2→6.5→7.3	6.4→7.3→6.4			
荒砥宮田類型	荒砥宮田遺跡	6.3	6.6	5.8		5.8
	下鎌田遺跡	6.2	6.2		7.9	
波志江中屋敷類型	波志江中屋敷遺跡	7.2→7.4	6.0→5.8			6.5
	荒砥諏訪西遺跡	6.6／5.8	6.6／4.5			8.3
	波志江西屋敷遺跡	7.4	5.3→6.5			
	元総社西川遺跡	7.4→6.6／7.8	5.7			

当初よりも約0.5尺小さい。これは付属建物の数値とも異なる。なお、建替建物と連結用建物は表記のとおりである。

第3段階の検討に移る。主屋の基準寸法では、7.4尺前後の数値の使用が4遺跡もあり、6.3尺前後の数値も3遺跡で見られ、しかも両方を併用した遺跡が1つある。6.6尺も2例ほどある。なお、付属建物に主屋と違う基準寸法を使うのは、7.4尺前後の数値を使っている遺跡に限られる。数値は1.5尺前後・約2尺と大きな差を設けているのである。しかし、6尺台と7尺台の基準寸法を持つ屋敷で、付属建物に使用する基準寸法の取り方が違うと見るのは危うい。付属建物が主屋といっしょに建てられたのか。追加する形で別の時期に建てられたのか。取りあげた事例では見分けられない。基準寸法の運用が現場作成の間竿などによるとすれば、同時期に使い分ける方がむしろ煩雑で、手間のかかる作業にちがいない。

以上、煩雑な計算と検討を繰り返した結果にしては、非常にすっきりした数値傾向を見ることができた。特に6.3尺という近世を思わせる数値などは、非常に魅力的な数値である。しかし、当初の問題点でも挙げたとおり、掘立柱建物跡が持つ数値上の限界として、1寸単位での数値の比較は全く意味を為さないのである。0.5尺くらいの誤差範囲が有効とすれば、6.0~6.5尺の間に1つのピーク、7.0~7.5尺の間にもう1つのピークがあると結論しておく。なお、筆者は8尺以上を使う基準寸法に、屋敷や建物の階層差があるという印象を持っていたが（飯森2004c）、今回の検討で見方を変えなければならなくなつた。つまり、8尺以上の桁行平均柱間は、桁材の再使用を重ねた末に、柱間を減らした段階で容易に生じる数値であったのである。桁行3間や2間など、こうした例が非常に多かったのである。もちろん、2.4m基準に建築技術の違いを想定されている宮本氏の論考もあるわけ（宮本1999）、すべてがこれにあてはまるわけでもない。今後も注意を払うべき数値にちがいない。問題は画期となる時期に、どのような規模で建物が現れるかである。その際に使われた桁行平均柱間が、どうかということだろう。今回は偶然にも8尺以上の事例がなかったに過ぎないのかもしれない。

(7) 屋敷外部建物の桁行平均柱間の様相(予察)

屋敷外部（周辺）を扱うことは本稿の趣旨ではない。しかし、何れは扱う機会があるかもしれない。今回使用した事例でも、下植木壱町田遺跡などで複数棟存在する事例がある。ただ、変遷を追うには条件が悪い。今後の予察として、2つの遺跡について若干検討を加える。

荒砥宮田遺跡（図2・表1）南集中部B類とC類は、似た2棟ずつで構成されている。特に主屋が注目される。C類29号建物：桁行3間7.80m・桁行平均柱間2.600m約

8.6尺→B類23号建物：桁行3間7.030m・桁行平均柱間2.343m約7.7尺。こんな規模の建物が、いきなり出現する。桁行平均柱間も大きい。しかし、桁行自体はそれほど大きくない。もし南側の調査区外に前身建物が存在していて、再利用の桁材を使用することになったとしたら、こうした形になるのである。基準寸法約8.6尺とするのは、今のところ躊躇してしまう。大きな画期は続くC'群27号建物に現れる。桁行7間12.85m・桁行平均柱間2.142m約7.1尺。荒砥諏訪西遺跡の画期と非常によく似ている。屋敷内部と似た状況が、屋敷をめぐる内外で発生していることが見えてくる。

奥田道下遺跡（図9・表3）では、2棟の主屋級建物が重複していた。柱穴の新旧関係から1号建物：桁行3間6.79m・桁行平均柱間2.263m約7.5尺→2号建物：桁行3間7.41m・桁行平均柱間2.470m約8.2尺。当初の基準寸法は他の屋敷内部事例に近い。しかし、次の2号建物は更に大きくなる。いきなり継続性がない。でも、桁行は大きくない。もし、内郭から再利用材がもたらされたとすれば、何も不思議ではない。屋敷外部の建物を扱う場合には、検討上の選択肢が増えてしまう。相当条件が良い事例でないと、妥当なところが見えてこない。

6. 建物分析から見た屋敷の様相

(1) 主屋の継続と画期の再点検

屋敷の変遷を最も良く示していたのは、主屋の継続性であった。期間の長い例として、下植木壱町田遺跡の5時期、波志江中屋敷遺跡の6時期、荒砥諏訪西遺跡の5時期が際だっていた。そこでの画期はどんな具合だったのだろう。

下植木壱町田遺跡の数値を見る。

- ① 1類A群12号建物（当初）→1類B群11号建物：桁行4間7.5m→4間8.68m
- ② 2類B群9号建物→3類A群1号建物：桁行3間6.91m→4間7.92m。
- ③ 3類C群4号建物→同16号建物：桁行3間6.85m→4間8.86m。

ここでは、桁行の減少幅が最大で1.77mと一間分に近くなり（11号建物→9号建物）、基準尺を使って桁行3間から標準4間に戻している状況が窺える。

次ぎに波志江中屋敷遺跡を見る。

- ① B1群29号建物（当初）：桁行4間8.72m。
- ② B1'群20号建物→A3群27号建物：桁行3間6.4m→5間11.15m。

ここでは桁行が当初から減少幅2.32mと基準寸法（7.4尺）を越えている。標準では桁行4間で戻るべきだが、新しく5間を使用して、L字形の建物形態が開始されるのである。

荒砥諏訪西遺跡を見る。

- ①a 1群 2号建物(当初)：桁行5間10.015m。
 ②a 5群 3号建物→b群11号建物：桁行3間7.225m→7間12.225m。

ここでは桁行が当初から減少幅2.79mと基準寸法6.6尺を大きく越えている。標準では桁行5間で戻るべきだが、新しく7間を使用して、長大な建物形態が開始されるのである。

以上の事例うち、下植木壱町田遺跡では主屋規模が継続を重ねて減少した末に、基準寸法によって当初の計画規模に戻す過程を追うことができた。他の2例については、最終的な画期において、建築技術上興味深い状況を窺うことができている。しかし、主屋材料の継続が、5・6時期というものは長すぎないか。1棟の寿命が仮に10年と見ても、5・60年間二代・三代に涉って、建築材を再利用しながら、建て替え続けたのか。もちろん、1棟の寿命がもっと短い可能性もある。しかし、それでは重複の少ない屋敷の方が、5年くらいで使い捨てられていくこととなる。やはり、建物の寿命は10~20年くらいはあったと考えたい。

したがって、建築材料の再利用も3度が限度か、建物の変遷上は3時期くらいの継続が上限だろう。つまり、下植木壱町田遺跡では、2類の中で1度標準形に建て直している可能性もある。この遺跡の2類建物は、7号→8号以外、遺構として新旧関係が検証されていないのである。また、荒砥諏訪西遺跡・波志江中屋敷遺跡では、当初の次の段階に、桁行も桁行平均柱間もほとんど変わらない建物が、最低1棟ずつ位置づけてある。これをもう少し後の段階にして、標準形に戻した画期と考えることも可能である。この辺り、変遷案はもうさを露呈させる。それでも画期は減らず、むしろ増えるだけであり、画期の基準寸法もほとんど影響しない。

例えば、波志江中屋敷遺跡では、B3→B4群段階で標準形に戻ったとして、A群の前段階にすれば、建物形態がよりスムーズになる。荒砥諏訪西遺跡では、2号建物から7号建物への変遷がしつりないので、どちらかを後代とすることも検討できる。この辺りは即断せず、もう少し事例研究を重ねたい。

(2) 主屋規模の再点検

屋敷の規模と建物の規模には、相関関係が窺えることを以前検討したことがある(飯森1999)。100m²を越える建物は、100m²規模以上の屋敷(館)でなければ見ることができなかった。荒砥諏訪西遺跡の主屋は大きい。a1類段階では1・2号建物が連結されて約116m²となる。これは大変なことである。しかし、以後の変遷は主屋1棟で、2号建物1棟からの継続性を保ちながら推移する。1・2号建物の連結は、偶然の一致だったのか。元々が約72m²だから影響ないのである。今回、建物変遷を見直し5時期の変遷に改めた際、この点がずっと解消されないのである。

不可解はそれとしても、画期直前 a5類段階でも主屋は約54m²ある。この位でようやく、波志江中屋敷遺跡・下植木壱町田遺跡・元総社西川遺跡7号溝北屋敷の主屋が追いついてくる。やはり、60m²を越えるかどうかで、50~70m規模の屋敷か、それ以下かといった線引きが見え隠れしてくる。

60m²とはどんな数字なのか。前回の検討では曖昧なまま残してあった。不安定ながらも、今回基準寸法として2つの数値が出てきたことで、若干推測が可能になってきた。仮に基準寸法を7.4尺としたとき、これは1間の寸法であるから、面積では1坪の基準となる。7.4尺=約2.24mで、1坪は約5m²となる。したがって、60m²は12坪となるのである。これを建物の寸法に当てはめたとき、主屋の規格として思いつくのが、2×6間:12坪、2×5間の1面庇(庇半間):12.5坪、2×4間の2面庇:12坪、2×3間では無理がある。

ただ、梁間を広くすればどうか。表5で主屋の梁間を桁行平均柱間(基準寸法)で割り返してみた。梁間1間型の建物は2間として計算した。数値は非常にばらついている。2.5倍だと半間の庇に相当するなどと考えて見たが、ずいぶん2倍以下がある。梁間を広げることで面積を増やす。それも方法ではあるが、定型化しているわけではない。時期差なども問題としてあるだろうが、基本は身舎と庇の組み合わせに拘っていると見てよい。

各主屋の規格から身舎の坪数を計算してみた。荒砥諏訪西遺跡は予想どおり15坪と大きい。以下、10坪で波志江中屋敷遺跡の長大化した建物と下鎌田遺跡の主屋(主殿)がある。面積と比較すればわかるが、8坪だと60m²は厳しい。元総社西川遺跡7号溝北屋敷の8号建物は6坪で、わずか60m²を越える。基準寸法が約7.8尺と大きいからでもあり、元々桁行4間が3間に切り替わった観もある。それでも8坪である。実はこの建物の北庇は縁の可能性が高い。9号建物とつながる西側の張り出しへ、渡りを付けたとしか考えられない。しかし、面積を計算するときは、一律この部分も含めている。そこを引くだけでも、60m²には足りない。北庇が北縁とすればかなり狭くなる。この辺は要注意である。建物形態に気をつけなければならない。ともかく、8坪は厳しい。仮に基準寸法6.3尺で見ればどうか。1坪約3.65m²で、12坪43.8m²、10坪で36.5m²。12坪でも厳しい。2×6間でも庇を多く設けるしかない。荒砥諏訪西遺跡の他時期の主屋では、桁行4間で庇を執拗に設けている。その意味でも興味深い遺跡である。実際、材料の継続性の中では、若干60m²より小さくなることがあることがわかる。結論として梁間1間・2間という状況では、7尺台の基準寸法で桁行5間以上、6尺代では桁行6間以上はないと、60m²は厳しい。主屋の形態でこの辺りを境に、小規模屋敷も大小に二分されると結論する。

表5 画期時の主屋計測表

	分類	No.	規格	計画坪数	面積	桁行(平均)	桁行平均柱間	梁間(平均)	梁間/桁行平均柱間	庇	備考
荒砥宮田遺跡	Ca	11	2×3間・東西棟	6	40.65	5.46	1.820	4.80	2.64	東・南・北	
	B	5	2×4間・東西棟	8	34.60	7.065	2.355	4.49	1.91	北	
	C'b	6	3×5間・東西棟	15	74.76	11.41	1.907	6.31	3.31	南張出	
荒砥諏訪西遺跡	a 1	2	3×5間・南北棟	15	72.08	10.015	2.003	6.575	3.29	北	
	b	11	2×7間・東西棟	14	49.30	12.225	1.746	2.735	1.57	南・北	
波志江中屋敷遺跡	B 1	29	2×4間・東西棟	8	47.08	8.72	2.180	4.24	1.94	北・東	
	A 1	18	1×5間・東西棟	10	67.89	9.28	1.856	3.32	1.79		L字形
波志江西屋敷遺跡	1	15	1×3間・東西棟	6	28.51	6.87	2.29	4.15	1.81		
下植木壱町田遺跡1区堀内部分	1類A群	12	1×4間・東西棟	8	36	7.5	1.875	4.8	2.56		
	1類B群	11	1×4間・東西棟	8	55.55	8.68	2.17	4.95	2.28	北	
	3類A群	1	1×4間・東西棟	8	40	7.92	1.98	3.7	1.87	北	
	3類C群	16	1×4間・南北棟	8	45.01	8.86	2.215	5.08	2.29		
元総社西川遺跡	溝北1	8	1×3間・東西棟	6	60.31	7.075	2.358	4.53	1.92	東・南・北	
	溝南1 b	2	1×3間・東西棟	6	24.94	7.06	2.355	3.53	1.5		
	溝南4	12	1×4間・東西棟	8	28.87	8.02	2.005	3.6	1.8		
下鎌田遺跡	溝内	6	2×5間・東西棟	10	67.31	9.45	1.890	4.7	2.49	北・南張出	

(3)屋敷の変質をさぐる

基準寸法を検討する中で、何度もその屋敷の画期というものを見てきた。ある時は大きく、ある時は小さく起こっていた。建物の形態が大きく変化する場合もあった。それらはどのように起こっていたのだろうか。

下植木壱町田遺跡の変化は大きくはない。しかし、いきなり基準寸法が約6.2尺→7.2尺へと切り替わって、主屋と付属建物各1棟が拡大する。次ぎに基準寸法が約6.5尺に減じて、建物敷地が当初屋敷地の北半分に減少するのである。屋敷は一辺36m規模の張り出し部分であるが、何らかの機能変化を推測させる。しかし、面積は8坪計算のままである。分割は柵列によるよう、屋敷の区画堀は従来の機能を保っている。

荒砥宮田遺跡の区画溝は約50m四方規模で、付属建物群が付加される荒砥宮田類型として注目される。しかし、この整然とした建物配置も変遷がたどれず、短期間にあったようだ。溝による分割は、中央に土橋状の通路を設ける形で、屋敷を南北に分ける。Cb群からB・C'a群へ建物群の継続性は、数値上で保たれている。主屋は付加建物で大きさを保っていたため、本来の規模は小さい。付加された付属建物でも、主屋を上回るものがあり、位置的には8号建物からB群の核となる5号建物へといふ

のが自然に見える。溝は屋敷を四分割した観がある。建物もそれぞれが溝際に収まり、屋敷割りされたようでもある。中央に通路が通っている点で、区画屋敷は開放観があり、区画屋敷の体裁はなくなっている。これは続くc'群段階で明確となる。6号建物は桁行5間11.41m、梁間3間の近世民家風である。時代差を感じさせ、区画屋敷の風貌は全く残っていない。

荒砥諏訪西遺跡の区画溝は約40m四方規模であったが、5時期の変遷を経て、長靴型に南北に分割される。建物の主軸方位と区画溝の方位との比較から、この屋敷の分割は、建物a群からb群への画期と重なると考えている。前述のとおり、この画期で主屋が長大化を遂げる。これは建物建築上の技術革新とも受け取れ、一概に屋敷の変質とは結びつかない。規模としては前段階の延長線上にある。溝による分割はあくまで細分であり、全体としての区画屋敷の体裁も存続していると見られる。

波志江中屋敷遺跡の変化も前述のとおり、A群段階で桁行5間のL字形建物の登場と付属建物の消滅が見られる。ただし、この屋敷は元来付属建物が少なく、変質とまでは見なされない。これも建物建築の技術的な移行のように見える。

元総社西川遺跡の変化も大きくない。7号溝南屋敷で

主屋の主軸方位が若干東に振れるとともに、建物群が基準寸法によって再構築される。その際、屋敷地の東西分割があつたようにも見える。

以上では、屋敷の分割が3例ある。全体区画の体裁を失った可能性が1例で推測されたが、建物自体はそれに継続性を残すようである。建物では長大化する傾向が2遺跡で見える。加えて、屋敷外部であるが荒砥宮田遺跡南集中部でも類似例がある。屋敷自体は連続性があり、これは建物の様式的・技術的な画期で、中世屋敷の最終段階、一部江戸時代に含まれると判断される。今回の検討では、屋敷の変質はあまり捉えられていない。荒砥宮田遺跡の1例に過ぎず、具体像も見えていない。もちろん、屋敷の画期では最終的な廃棄段階もあるが、変質と消滅は全く別である。

(4)屋敷の性格

性格を探るには、主屋の規模や形態、付属建物やその他の遺構などの配置を手がかりとする。今回扱った事例は、比較できる出土遺物もないようである。最後に、これまでの建物の検討から、若干問題点を整理する。

荒砥諏訪西遺跡は一辺約40m規模であるが、建物1～2棟で構成されたとしか思えない。主屋は60m²を越え、小規模屋敷では大きい。しかし、1棟である以上居宅としての機能が、まず優先される。大きな建物と広い庭空間、そして明確な区画溝。以上がどんな居住者や土地利用につながるのか。

以下、下植木壱町田遺跡・波志江中屋敷遺跡は、約36m規模の屋敷であるが、60m²にはわずかに届かない主屋1棟を中心に、1～2棟程度の付属建物で構成される。溝が周囲してはいないが、元総社西川遺跡7号溝北屋敷もほぼ同様な例である。下植木壱町田遺跡では、コの字形の建物配置と、建物1棟分程度の中庭空間を設けている。建物による機能分化を想像させる。

また、約30m規模の屋敷である波志江西屋敷遺跡では、主屋約30m²程度に1・2棟の付属建物が点在する。建物の面積から元総社西川遺跡7号溝南屋敷もほぼ同じ事例と考えられる。

これまでの6つの事例は、区画溝の規模の違いに、建物の規模がほぼ比例する特徴を備えている。建物は、やはり屋敷規模に対応する。たとえ1棟で居宅であるとしても、この相関関係があるとすれば、主屋自体に屋敷規模に対応した機能が内在するものと言える。

荒砥宮田遺跡(類型)は、一辺約50m規模と最も大きい。主屋11号建物40.65m²に12号建物24.99m²が付加されて合計65.64m²となり、60m²を越える。6坪+6坪で12坪になっている。付属建物は2棟以上が整然と配置され、柵で仕切られた外側には、40m²近い建物もある。ここで見られる統一感は、他の屋敷には見られない。屋敷内に主

從関係を持つような複数世帯の存在や、機能分化を思わせる。庭空間も建物2棟分を越える広さを持つ。個人的・私的空間を越えるという意味で、脱個人的な屋敷構成とも言いたい。ただし、この形態が屋敷空間を越えた地域的な結びつきにまで及ぶかは分からず、その意味で政治性を持つとは言えない。言い換えれば、領主的な立場は窺えない。

屋敷の性格を遺構から判断することは難しい。ただこれまでの事例では、政治色は弱いと思われる。対比される事例では、下鎌田遺跡は崖端城であり、屋敷的な空間も備えている。主殿と思われる6号建物は面積67.31m²を持ち、2×5間・10坪である。まとまりを持った5棟ほどの建物で構成される。特に1号建物は、6号建物からの張り出しと接続する中門廊風の建物であり、溝外からの来訪者に対する門戸口となっている。溝内部空間はこれを境に、南北で内と外を分離する。来訪者に対する空間的な使い分けには、階層差を想定した側面がある。複数棟の建物には公私の使い分けや、表と裏の使い分けなども想像される。こうした状況を政治性を備えた配置と呼んでおきたい。

屋敷には区画された空間規模があり、内部の建物の規模・形態をも左右している。同じ規模を持つ屋敷であっても、個人的空間から脱個人的なレベル、更には政治性を兼ね備えた機能まで帯びるものがあると言える。それを分析する手立てとして、屋敷の変遷や建物構成などの解明が不可欠となってくる。建物の数値処理による分類作業が、こうした全体像の解明に繋がるものであると信じたい。

7. おわりに

今回の検討は、当初桁行平均柱間を使用して、屋敷内部の建物変遷を想定し、そこから屋敷の分析を行う予定であった。しかし、下植木壱町田遺跡の桁行平均柱間の傾向を再検討する内に、同規模の規格を持つ主屋が継続性を保ちながら変遷していく中で、ある時期桁側柱を1本減らすことで、桁行平均柱間が拡大する規則性に気づいた。建物規格の変遷は、建築材料の再利用、特に桁材の再利用の影響下にあったのである。これは桁行平均柱間がそのまま基準寸法ではなく、変遷途中にある建物では運用の範囲に入ることを意味していた。つまり、基準寸法は、建物建築の当初に使用されるものであり、建築材料の再利用を止め、新材などによって建築される際にも使われると想定される。本稿では、これを建物変遷上の画期と呼称することとし、そこでの桁行平均柱間を基準寸法として選別する方法を採用した。

こうした新たな観点から、過去に検討した屋敷事例の変遷についても、若干の見直しを行うことになった。結果として資料化できた基準寸法の多くは、約6.3尺と約

7.4尺に分かれる傾向があった。これを受け、桁行平均柱間検討法の再整理を行い、それにそって検討を加えた。4つの段階的な検討のうち、第3・4段階は資料数の増加や検討地域の拡大を待つ必要があった。未検討として残された課題では、下植木壱町田遺跡や元総社西川遺跡に見られるとおり、同一遺構内で6尺台と7尺台の基準寸法が併用される事例がある。この辺りが、第3・4段階の検討を始める着眼点と感じられ、今後の課題として注目したい。

最後に過去に検討した主屋の面積の問題を、今回の基準寸法を使って、進める試みを行った。仮説ではあるが、基準寸法約7.4尺を1間として坪計算を行うと、これまで小規模屋敷を上下に分ける手がかりと見ていた60m²という面積が、計画上12坪であることが判明した。これを目安に建物の規格を考えたとき、7尺台では桁行5間、6尺台では桁行6間以上が必要であったと考えるに至った。また、本稿の主眼は、桁行平均柱間と基準寸法の関係と、そこから屋敷がどう見えるかということにあたつたため、本来もう少し多様であるべき、屋敷の性格や変質を見ることができなかった。これは遺跡の選択が、検討法を重視した結果、筆者の関係したものと優先したからである。事例収集により今後、屋敷の多様性に迫る検討ができればとも考える。

末筆ながら、本稿で扱った事例は、調査段階及び整理段階で、各担当者に便宜を図っていただいた結果であり、その際作成された変遷図などを利用させていただいた。記して感謝申し上げたい。また、煩雑な職務状態により一度は断念を決意した筆者が、何とか本稿をなすことができたのも、本誌編集者の励ましのおかげであることを付言しておきたい。

註

- 1) 中世屋敷を一律に館と呼んでしまう傾向には、以前から異を唱えている(飯森2001)。
- 2) 屋敷規模と主屋面積との相関関係を検討したことがある(飯森1999)。本稿はそれを補強する作業もある。
- 3) 「屋敷・館に関する諸問題」(2002.11.30玉村町文化センター)、「中世屋敷に関する諸問題」(2002.12.22群馬歴史民俗研究会例会)で話題とし、最近でも「中世の屋敷をたずねる」「群馬の遺跡7 中世～近代」(上毛新聞社2005)で考え方を述べた。発端は(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査した斎田竹ノ内遺跡(玉村町)の屋敷遺構について、上毛新聞社が「農民屋敷」と報じたことによる。峰岸純夫氏がコメントされた上層農民の屋敷から作られた見出しが、衝撃的なものと感じられた。峰岸氏は屋敷規模の違いから階層差を発言されたものであり、上層農民という概念も有効である。この点については、筆者の認識不足もあり、峰岸氏との意見交換によって是正した側面もある。しかし、成り行きで生じた「農民屋敷」という造語は一過性の事件に過ぎないのだが、なかなか波紋が消えなかった。同事業団の平成14年度調査遺跡発表会でも「農民屋敷」が健在だったために、会場から「なぜ農民が屋敷を堀で囲まなきゃならないのか」という質問があつたと聞いている。問題は意図せずこじれるのである。
- 4) 筆者はかつて報告段階で検討に加わりながら、図上復元であることを理由に、想定した掘立柱建物跡を遺構扱いされなかった経験を持っている。そこでは対案が示されないまま、ピット群としてただ穴があつ

たという報告に止まってしまった(飯森2003c)。調査及び報告がこのようなレベルにある限り、掘立柱建物研究の進展は難しいと言わなければならない。

5) 1号建物は柱間も柱穴自体も大きく、主屋級と考え、調査段階から桁行2間では不足だろうと見ていた。筆者は直接の調査担当者ではなかったので、はっきりと確認する機会も得られなかった。西側は視覚的な遺構確認で柱穴が伸びないと確認できた。東側では北東隅柱部分が7号溝と重複して消滅し、南東隅柱部分は旧時の風倒木が近接するなど遺構確認条件が悪く、柱穴の有無が気がかりであった。今にして思えば、せめて現場担当者に柱穴を念入りに搜索してもらうべく、依頼すべきであった。この際、桁行がもう1間分伸びる可能性も考慮して、主屋に昇格させた。

引用文献

- 飯森康広 1999「中世後期館跡とその周辺構造—群馬県下植木壱町田遺跡を中心として—」『信濃』第51巻第10号
- 同2001「中世上野国における館と宿所—発掘される中世屋敷跡を考えるために—」『群馬文化』266号
- 同2003a「波志江西屋敷遺跡A区西の掘立柱建物跡群について」『波志江西屋敷遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 同2003b「元総社西川・塙田中原遺跡の屋敷遺構について—下植木壱町田遺跡修正案を兼ねて—」『元総社西川・塙田中原遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 同2003c「下原遺跡の中世掘立柱建物跡と焼土・墓・土坑をめぐる景観—イロリを伴うとみられる掘立柱建物を前提として—」『久々戸遺跡・中棚II遺跡・下原遺跡・横壁中村遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 同2004a「波志江中屋敷遺跡の屋敷遺構について」『波志江中屋敷遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 同2004b「荒砥宮田遺跡・荒砥前田遺跡・荒砥諏訪西遺跡の屋敷遺構について」『荒砥宮田遺跡・荒砥前田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 同2004c「奥田道下遺跡(稲城)調査の建物を中心として」『奥田道下遺跡(稲城)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 伊藤裕偉 2005「伊勢平氏と屋敷」「古代文化」555号
- 大賀健ほか 1997「下鎌田遺跡」下仁田町教育委員会
- 西和夫1986「一間の長さの変遷とその地域分布—日本基準尺地図と基準尺周囲説—」『列島の文化史3』
- 橋口定志 2005「東国の武士居館にみる中世前期から中世後期へ」『シンポジウム埼玉の戦国時代 検証比企の城』
- 羽柴直人 2001「柱間寸法が語るもの—岩手県内における中世後半～近世の掘立柱民家の柱間寸法について—」『掘立と竪穴 中世遺構論の課題』
- 宮本長二郎 1999「日本中世住居の形成と発展」「建築史の空間 一関口欣也先生退官記念論文集」
- 室伏徹 2002「甲斐の古代掘立柱建物—基準尺度と設計について—」『山梨県考古学協会誌』第13号
- (付記) 脱稿後、屋敷に関わる2つの論考を知った。方形館研究をリードしている橋口定志氏は、近年屋敷概念を方形館論に組み込まっている。「中世前期から系譜を引く屋敷・居館が消え、方形館へと一斉に転換するものが15世紀後半である」(橋口2005)とする。伊藤裕偉氏は伊勢平氏の屋敷検討において、「居館」「武士居館」を内包するものとして、「屋敷」という用語を使っていく。これは、「居館」というイメージから来る堀に囲繞された閉塞的な単一空間という認識を排除することと、当該期の譲状を中心とした文献史料中に見られる用語との一致を図ったためである(伊藤2005)と述べている。両氏とも居館概念の限定性を補うために、屋敷概念を取り入れた点は評価されるが、中世前期に止まった点は残念である。筆者が主張するとおり、中世全般を通じて屋敷概念が活用・評価されることを望んで止まない。